

## 2. 生産国における情報の収集：カンボジア

### 2.1 林業セクターの概要

#### 2.1.1 森林資源

##### (1) 森林の分布と植生

「カンボジア森林被覆 2016」<sup>1</sup>によると、カンボジアの国土は 18,160,674 ha である。国境は北東部にラオス、北西部はダンレック山地を挟んでタイ、南東部をベトナムに囲まれ、南西部は南シナ海に面する。国際河川であるメコン川がラオスから、国土を北から南に流れ、首都のプノンペン付近にて西側から流れてくるトンレサップ川と合流し、東南に向きを変えベトナムへと流れる。国土の中央西部には、東南アジア最大の淡水湖であるトンレサップ湖があり、その周辺に沖積平野が広がる。さらにその平野を取り囲むように南部のカルダモン山脈や東部のモンドルキリ高原等の森林地帯が分布している。

2016 年時点におけるカンボジアの森林面積は、8,742,401 ha で、カンボジアの総面積の 48.14% を占めている。図 2.1 にカンボジアの森林分布域を含む土地利用/被覆図を示す。

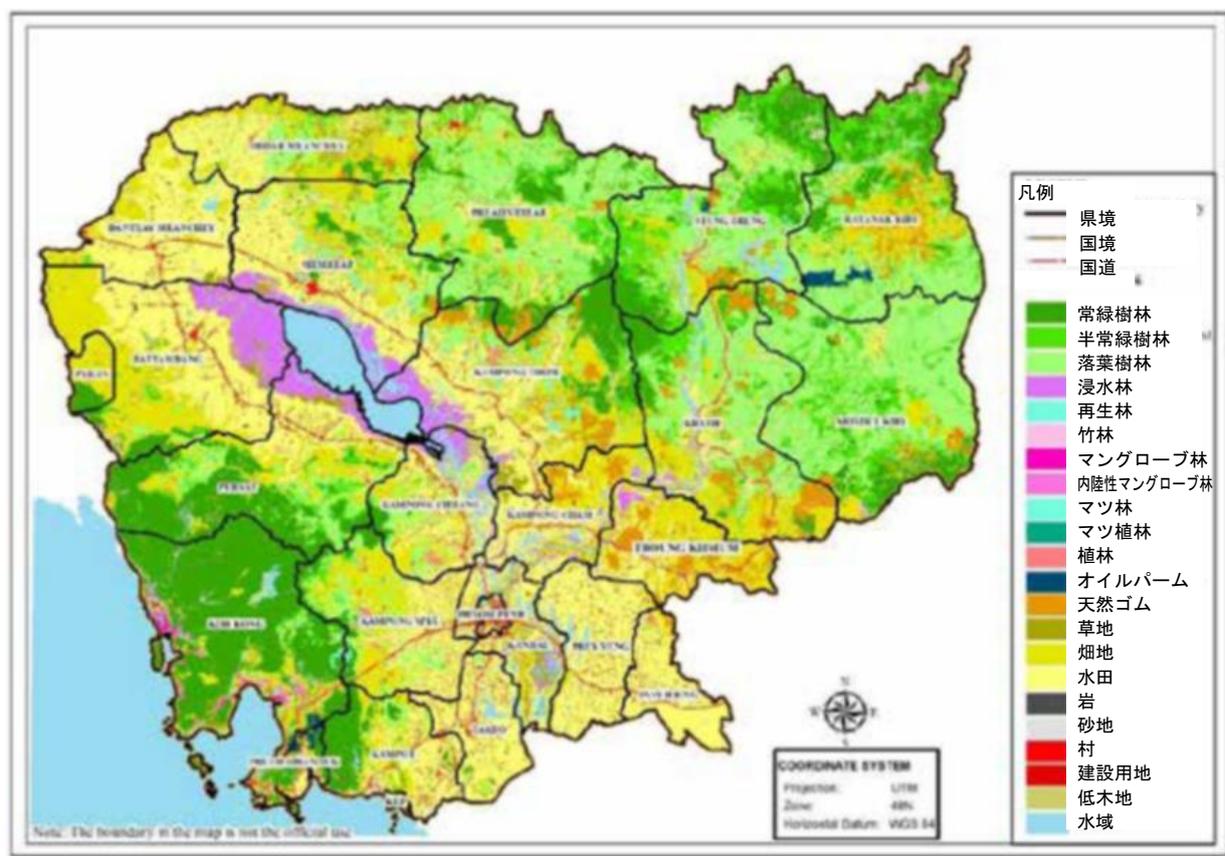


図 2.1 カンボジアの土地利用/土地被覆図

出典：CAMBODIA FOREST COVER 2016<sup>1</sup>

<sup>1</sup> Cambodia Forest Cover 2016 (MOE, 2018)

[https://redd.unfccc.int/uploads/54\\_3\\_cambodia\\_forest\\_cover\\_resource\\_2016\\_english.pdf](https://redd.unfccc.int/uploads/54_3_cambodia_forest_cover_resource_2016_english.pdf)

カンボジアの気候帯は湿潤モンスーン気候に属し、北東モンスーンの乾季（12月～4月）と南西モンスーンの雨季（5～11月）の2つの季節がある。雨季では、特に9月～10月にかけて最も降水量が多い。なお年間降水量は平野部や高地、山岳地域、沿岸部によって差があり、植生は各地域の年間降水量によって常緑樹林や半常緑樹林、落葉樹林が成立する。また、南西部の海岸沿いにはマングローブ林が分布する。さらに、雨季には増水したメコン川の水が上流のトンレサップ湖に逆流し、湖の規模が拡大する。このため、トンレサップ湖周辺には雨季は湖の中に沈む浸水林が分布している。表 2.1 にカンボジアの森林植生の分類とその面積を示す。

表 2.1 カンボジアの植生

森林タイプ	概要・分布域等	面積(ha)	国土に占める割合(%)
常緑樹林	常緑樹によって被覆されている植生	2,861,233	15.76
半常緑樹林	常緑樹と落葉樹が混交している植生	1,071,947	5.90
落葉樹林	乾燥落葉混交樹林と乾燥フタバガキ林からなる植生	3,336,349	18.37
竹林	タケが優先種となっている植生	125,398	0.69
低木林	高さが5メートル未満の常緑もしくは落葉の低木からなる植生		
マングローブ林	海岸沿いのマングローブからなる植生	31,226	0.17
内陸性マングローブ林	海岸エリアのマングローブ林の内陸側に現れる植生	25,906	0.14
浸水林	トンレサップ湖に現れる植生。ほとんどの森林は低くて荒廃しており、モザイク状にしか残っていない。	477,813	2.63
再生森林	択伐、農地利用、人為的火災等、明確な人間の活動があり、自然に再生する森林地域 ✓ 植林か自然再生か区別が難しい森林を含む ✓ 自然再生と植林や播種木が混在するが、成長後は自然再生林が森林蓄積の50%以上を占めると予想される森林を含む ✓ 放棄された森林と10年以内に再生する裸地を含む	196,842	1.08
マツ林	マツが優先する植生	8,195	0.05
マツ植林	植林されたマツが優先する植生	3,870	0.02
オイルパーム林	オイルパームが優先する植生	51,276	0.28
植林	チーク、ユーカリ、アカシア	43,122	0.24
ゴム植林	ゴム植林の実施もしくは実施予定の土地	509,224	2.8
合計		8,742,401	48.14

出典：CAMBODIA FOREST COVER 2016<sup>1</sup>

## (2) 土地分類上の森林

2001年に制定された土地法では、カンボジアにおける土地及び不動産は土地管理・都市開発建設省が管轄すると定めている。土地は国有地と先住民地、宗教地、私有地に分類され、国有地はさらに公有地と民有地に分類される。森林は土地法 15 条において国家及び法律上の公共団体における公有地であると定められている。ただし同法 16 条にて、公有地が「公益利用」を失った場合は、国有地の公有地から国有地の民有地に再分類することが可能であるとされている。表 2.2 に土地法による土地の分類を整理した。

表 2.2 カンボジアの土地分類

国有地	公有地 (State Public Property)	国民の公益につながる土地であり、国が管理する。第三者への移譲は認められないが、一時的、若しくは無効または取り消すことのできる占有権利書及び使用権限の付与は認められる。
	私有地 (State Private Property)	国が管理しているが、公益にはつながりにくいと考えられ、第三者への移譲が可能な土地。劣化した森林や経済土地コンセッションが含まれる。
先住民地 (Indigenous Land)		先住民コミュニティが存在する場所および彼らが伝統的農業を行う農地である。これらの土地に関して先住民が集団土地所有権を獲得する場合は、内務省での登録手続きが必要になる。
宗教地 (Monastery Land)		仏教徒の僧院を含む土地及び建造物は仏教徒の世襲財産であり、その信者はパゴダ委員会による管理のもとこれを利用する。これらの土地は、収入を宗教的業務のために使用する場合に限り、賃貸や小作ができる。
私有地 (Private Land)		カンボジア国籍を持つ人及び法人のみ、適法な占有によって土地を所有することが出来る。

出典：土地法、聞き取り結果を基に調査団が作成

なお、土地法 16 条では森林を含む公有地の譲渡を禁じているが、公有地において取り消すことのできる占有権利書及び使用権限の付与は認められている。

## 2.1.2 木材生産と加工

### (1) 木材生産

カンボジアにおける木材生産は、2019 年において 17,660 m<sup>3</sup>であった。森林局によると、カンボジアの木材生産量は減少傾向がみられ、この要因として、カンボジアの主要な木材供給源である経済的土地利用権 (ELC) と呼ばれる土地のコンセッションから生産される木材量が減っていることが挙げられた。下記の図 2.2 にカンボジアの木材生産量の推移を示す。

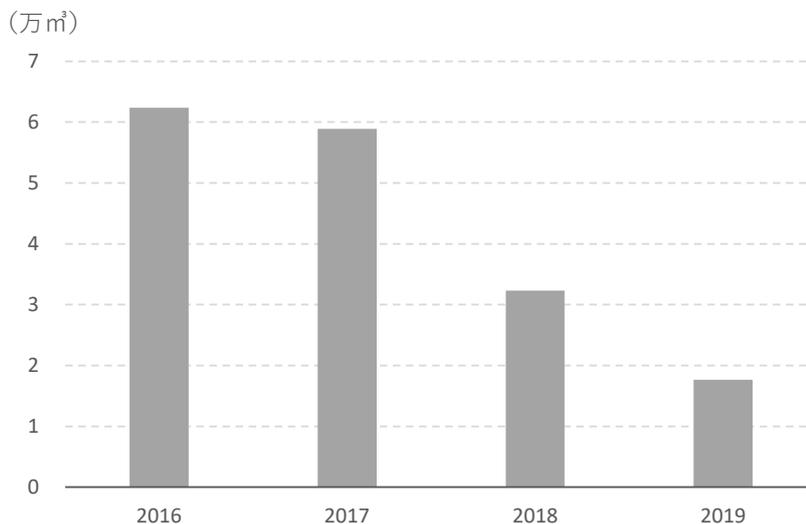


図 2.2 カンボジアの木材生産量の推移

出典：森林局提供データ

「カンボジア合法材リスク評価ドラフト」<sup>2</sup>では、カンボジアの木材生産は 9 割以上が ELC を含む土地利用転換によるものと指摘している。ELC を含む木材供給源別の木材生産量を表 2.3 に示した。またそれぞれの木材生産となる活動を以下の 1) ~9) に整理した。

<sup>2</sup> Timber Legality Risk Assessment Cambodia Version 1.1 March 2019 (NEPCon, 2019)  
[https://eu10.salesforce.com/sfc/p/#b0000000J8DB/a/0X0000000yBI/vS3rZWA1pt\\_QUf6d2P.FUcfl.JQ\\_Tf5a6Ay\\_OLGn5r38](https://eu10.salesforce.com/sfc/p/#b0000000J8DB/a/0X0000000yBI/vS3rZWA1pt_QUf6d2P.FUcfl.JQ_Tf5a6Ay_OLGn5r38)

表 2.3 供給源別木材生産量

木材供給源		生産量 (m <sup>3</sup> )			
活動地	木材供給源活動	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
私有地・国有地	植林	N/A	N/A	N/A	N/A
国有地 (公有地)	年次入札クーペ (ABC)	0	0	0	0
	森林コンセッション	0	0	0	0
	コミュニティフォレスト	N/A	N/A	N/A	119 (薪炭用)
国有地 (民有地)	経済的土地利用権 (ELC)	48,455	31,040	21,664	12,453
	社会的土地利用権 (SLC)	N/A	N/A	N/A	N/A
	開発 (水力発電、道路、鉱山等)	N/A	6,066	N/A	N/A
-	輸入木材	1,162	5,460	4,994	1,843
	押収された違法伐採木材	7,019	8,022	5,118	3,364
	その他 (在庫木材等)	6,727	8,289	559	N/A
	合計	62,363	58,877	32,335	17,779

出典：森林局提供データ

### 1) 植林

植林は私有地への植林と国有地への植林に分けられる。私有地における植林は、森林法 4 章 10 条において、所有者が自ら管理、開発、伐採、利用、販売もしくは分譲する権限を持ち、維持管理をすることが定められている。国有地における植林は、森林法 12 章 61 条にて、森林局が直接実施、もしくは森林局からの国有地の森林利用許可を受けることによって、コミュニティフォレスト、住民参加によって実施されると記載されている。また、2008 年に政令 26 号国有地植林の森林利用権付与に関する規則が制定された。この政令では、コミュニティフォレスト等、森林局と協力関係にある地域コミュニティ及び民間企業、個人や世帯が森林局から植林許可を受けることにより、国有地で植林活動が実施できると規定している。

2016 年時点におけるカンボジアの植林地の面積 (天然ゴム、オイルパームを除く) は約 43,000ha であり、これは森林全体の 1% に満たない。カンボジアの国家森林プログラム (NFP) では 50,000ha/年の植林の実施を目標として掲げている。しかし、現状の植林面積は、2,500~3,000ha/年であり、この植林の多くは民間企業による経済的土地利用権 (ELC) での天然ゴムの植林である。カンボジアにおける植林状況を表 2.4 に、主要な植林樹種を表 2.5 に示す。

表 2.4 森林局による植栽実績

年	面積 (ha)	樹種
2007	1,000	アカシア、ユーカリ
2008	900	アカシア、ユーカリ
2009	1,000	アカシア、ユーカリ、在来樹種
2010	1,020	アカシア、在来樹種
2011	800	アカシア
2012	490	アカシア、ローズウッド、フタバガキ科樹種
2013	350	ローズウッド
2014	400	ローズウッド
2015	400	ローズウッド
2016	350	ローズウッド
2017	152	ローズウッド

出典：森林局提供データ

表 2.5 カンボジアの主な植林樹種

目的	主な植林樹種
民間企業による商業植林	アカシア交配種 ユーカリ ( <i>Eucalyptus</i> spp.) チーク ( <i>Tectona grandis</i> ) ジンコウ ( <i>Aquilaria crassna</i> ) カポック ( <i>Ceiba pentendea</i> )
家庭植林等	ローズウッド ( <i>Dalbergia cochinchinensis, Dalbergia barenis</i> ) カリン ( <i>Pterocarpus macrocarpus</i> ) その他の商業植林樹種、在来樹種等

出典：森林局提供データ

カンボジアは民間投資による木材生産活動を促進するため、2011 年より官民連携制度 (Private Public Partnership, PPP) を導入している。2020 年時点では全国で 8 ヶ所約 90,000ha が対象面積となっている。

カンボジアではこうした植林活動が実施されているが、一方で 2020 年時点では、植林地からの木材供給の実績はほとんどない状況である。

## 2) 年次入札クーペ(Annual Bidding Coupes : ABC)

年次入札クーペは、2004 年に設立された伐採許可制度であり、国内木材消費への供給を目的としている。この制度では、カンボジア国内の民間企業が公有地の森林を管理し、ABC と呼ばれる収穫許可を得て伐採を行う。森林法 6 章 20 条では、ABC は国内における木材需要を満たすことを優先し、ABC からの木材が輸出されるのは ABC からの供給量が地域の需要を上回り、農林水産省の要請によって閣僚評議会が承認した時のみとしている。ただし、森林局によれば、近年は、ABC での木材生産は行われていないとのことである。

## 3) 森林コンセッション

FAO の報告書<sup>3</sup>によると、1990 年代のカンボジアでは、一定区域の森林の伐採権を長期間 (30 年以内) 民間業者に与え、業者は国に対し伐採料 (ロイヤリティ) を支払う森林コンセッション制度が導入されていた。しかし、この森林コンセッションの許可や実施管理体制が不十分であったことから、1994 年から 1997 年の間に、森林の 70% に相当する約 700 万 ha に対して、36 の森林伐採権が付与され、カンボジアの森林の過伐が急速に進んだ。

カンボジア政府は 2001 年 12 月に全ての天然林における森林コンセッションに対して伐採の一時停止措置 (モラトリアム) を宣言した。さらに翌 2002 年 1 月以降、全ての森林コンセッションに対し、持続可能な森林管理の原則に基づく新たな管理計画を策定し、農林水産省の承認を受けて、コンセッション契約を再締結するまで、天然林における伐採を禁ずるとした。現時点 (2020 年) に至るまで、このモラトリアムは継続されている。また、契約の再締結を行った企業はないため、森林コンセッション制度による伐採活動は実施されていない。

<sup>3</sup> Forest tenure in Cambodia, Nepal and Viet Nam (FAO, 2017)  
<http://www.fao.org/3/i7667en/I7667EN.pdf>

#### 4) コミュニティフォレスト(CF)

コミュニティフォレストについては、森林法 9 章にて、利用権や管理における義務が示されている。また、2003 年の政令 79 号にて、より詳細なコミュニティフォレストの設立手続きや管理が規定されている。「カンボジアのコミュニティフォレスト統計」<sup>4</sup>によると、カンボジアにおいて、コミュニティベースでの森林管理は 1990 年代半ばより始まった。2003 年の政令 79 号の制定の後、コミュニティフォレストは住民が生計向上を通じて持続可能な森林管理に参加する、国家の正式なプロジェクトとして、森林局の管轄する恒久保全林(PFR) (参考 2.3.1 (1)) 内において取り込まれるようになった。コミュニティフォレストは最大 15 年間のコミュニティフォレスト契約をコミュニティと管轄区の森林管理事務所長が締結することによって成立する。コミュニティフォレストでは 5 年毎に見直されるコミュニティフォレスト管理計画を策定することで、その管理計画に沿った経済的且つ持続的な森林管理活動を実施することが可能となる。2010 年 10 月に採択された国家森林計画 (NFP) では住民による持続可能な森林管理の達成の指標として 2029 年までに 2 百万 ha の森林をコミュニティフォレストとして登録するとしている。現在のカンボジアのコミュニティフォレストの登録状況を表 2.6 に示す。

表 2.6 コミュニティフォレスト(CF)の登録状況

	CF 登録件数		CF 登録面積	
	件数	達成率	面積(ha)	達成率
農林水産省承認済み	494	49.4%	N/A	N/A
登録申請済み	636	—	516,817	—
目標値 (2029 年)	1,000	—	2,000,000	—

出典：森林局提供データ

森林局によると、2020 年時点において、コミュニティフォレストからの木材生産は、Pusat 州のパイロットプロジェクトで取り組まれている。ただし、その木材生産量はごくわずかである。

#### 5) 経済的土地利用権 (Economic Land Concession : ELC)

ELC は農産業活動や適切で永続的な土地開発、農村地区の雇用増加、大小規模投資の奨励、政府、州、村落の収入創出を目的として、企業に対し、最大 1 万ヘクタール、最長 50 年間まで土地の使用権を付与する制度である。

カンボジアの森林は土地法 15 条において国有地の公有地として定められている。政令 146 号では ELC は国有地内の民有地において付与すると規定されており、公有地である森林における ELC の付与は認められない。ただし、土地法 16 条で、公有地は「公益利用 (Public interest use)」を失った場合、公地から民有地に再分類することが可能であるとされている。このため、実際には森林は民有地に再分類され、ELC 付与の対象地となってきた。

国家 REDD+戦略 (2017-2026) <sup>5</sup>によると、2014 年までにカンボジアでは約 202 万 ha の森林に対する ELC が付与された。しかしながら、ELC 契約の管理計画に基づいた再植林や保全活動が

<sup>4</sup> The Community Forestry Statistics in Cambodia June 2013 (FA,2013)

<https://server2.maff.gov.kh/parse/files/myAppId5hD7ypUYw61sTqML/328730acb77a730e527af161d6f367311539244105.pdf>

<sup>5</sup> National REDD+ Strategy 2017-2026 (Royal Government of Cambodia 他, 2017)

<http://www.cambodia-redd.org/wp-content/uploads/2017/09/1.-NRS-Final-Eng.pdf>

実施されず、森林資源を伐採後、放置される ELC が増加した。こうした状況を受け、2012 年に首相令 01 にて ELC の新規付与の一時停止と既存の ELC の見直しが発令され、以降、2020 年 12 月時点でも新規の ELC 付与は行われていない。また、付与済みの ELC も、その活動が計画や法律に準拠していないものについては付与の取り消しや規模の縮小等が進んでいる。以下の図 2.3 に ELC からの木材生産量の推移を示す。



図 2.3 ELC からの木材生産量の推移

出典：森林局提供データ

カンボジアの森林局によると、2020 年 12 月時点で有効な ELC は 18 州に 229 件付与されており、その合計面積は 1,162,159ha ある。このうちの 44%に当たる 507,510ha がすでに開墾された。また、開墾された ELC の約 8 割に当たる 402,706ha では植林（アカシア、ユーカリ、天然ゴム、オイルパーム等）が実施済みとなっている。

#### 6) 社会的土地利用権(Social Land Concession : SLC)

SLC は 2003 年 3 月に発布された政令 19 号社会的土地利用権によって、貧困世帯や軍人世帯及び新しい村に対し、国有地において住宅建設や耕地を認める制度である。国家 REDD+戦略(2017-2026) <sup>5</sup>によると 2009 年から 2013 年にかけて、245 万 ha の森林を対象として SLC が付与された。また、2014 年には土地を所有していないコミュニティに土地所有権を付与するために、120 万ヘクタールの SLC が追加で付与された。SLC の開発によって伐採される木材もカンボジアの木材供給源となるが、森林局は、SLC によって生産された木材は、国内需要を満たすもので、輸出用にはならないとしている。なお、森林局は SLC からの木材生産量等は把握していない。

#### 7) 開発（水力発電、道路、鉱山等）

カンボジアでは水力発電や道路網・都市の拡大、鉱山開発のための森林の土地利用転換が行われており、これらの活動も木材供給源となる。開発に伴う伐採活動において森林局は、開発地から搬出された木材量の検査、検査済みの木材へのハンマースタンプでのマーキング、輸送許可等の発行を行っている。森林局によると、開発に伴って発生する木材の量は少ないとのことである。

#### 8) 輸入木材

輸入木材は森林局と輸入ライセンスを発行する商業省によって管理されている。森林局では、2016 年から 2019 年の間に 1,000~5,500 m³/年の木材輸入が記録されている。ただし、森林局は

SEZ と呼ばれる経済特区 (Special Economic Zone) で輸出入される木材は管轄していないため、カンボジア全体での輸入木材の全体量は把握されていない。

### 9) 押収された違法伐採木材

伐採許可証や輸送許可証等の必要な書類が不足している木材は、保護区内は環境省、保護区外は森林局によって違法伐採木材として押収される。押収される木材はローズウッド等の高付加価値の木材が多い。押収された違法伐採木材は、森林局の訴訟によって裁判所の判決を受けた後に競売にかけられる。競売に参加できる者はカンボジアの法人が対象となっており、落札後に輸送許可が与えられ、加工を経て国内市場での販売や、輸出が可能となる。なお、落札金額のうち、49%が押収された地域の森林管理署や警察へ、1%が経済財務省へ、50%が国庫に入る仕組みとなっている。押収された違法伐採木材は、カンボジアの木材供給量全体の1~2割を占めている。

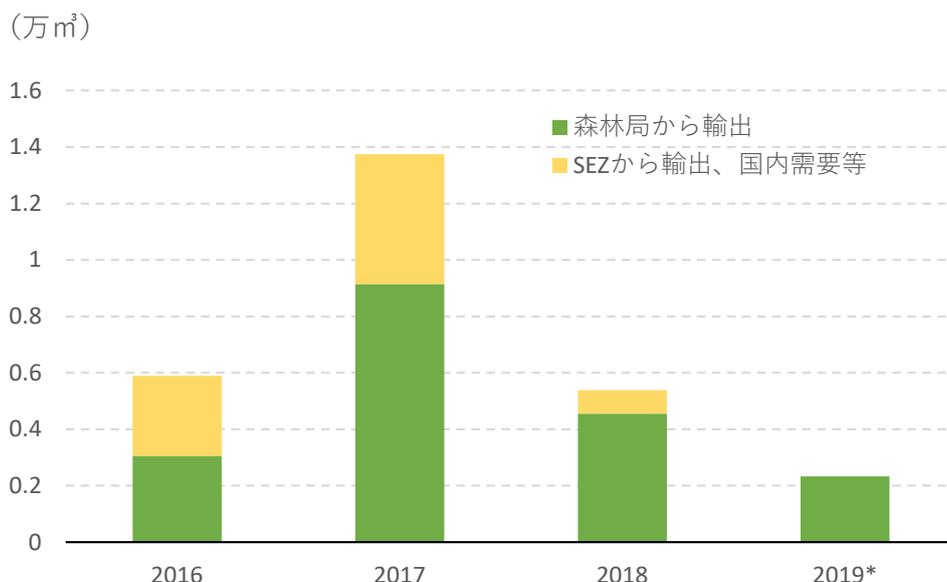
## (2) 木材加工

木材加工施設の設立や操業には農林水産省による設立許可と操業登録を受ける必要がある。また、操業登録は毎年更新することが義務付けられている。現在のカンボジア国内の登録工場は42ヶ所で減少傾向にある。カンボジアの木材加工工場の内訳と工場数を表2.7に、木材加工量の推移を図2.4に示す。

表 2.7 カンボジアの木材加工工場数

種類	2016	2017	2018	2019	2020
合板工場	3	5	9	9	11
製材所	45	45	40	33	16
木材加工工場	15	15	7	14	11
炭窯	0	0	1	1	1
木材チップ工場	1	1	1	2	2
装飾加工工場	1	1	1	1	1
合計	65	67	59	60	42

出典：森林局提供データ



\*2019年の木材加工量は森林局から輸出した加工木材量のみ

図 2.4 カンボジアの製材・加工木材量の推移

出典：森林局提供データ

## 2.1.3 木材及び木材製品の貿易

### (1) 木材及び木材製品の輸出入

カンボジアの木材貿易量については、基本的に森林局が管理しているが、経済特区で行われる木材貿易に関しては商業省の下のカンボジア税関総局の管轄となっており森林局は関与していない。森林局が把握するカンボジアの木材貿易量の推移を図 2.5 に示す。森林局も参加して取りまとめた「FLEGT に関連したカンボジアの木材フローと管理の理解」<sup>6</sup>のレポートでは、輸送許可書 (PC-1) には、森林局の把握している木材貿易量の数量は、FAO の統計 (FAOSTAT) の数値と大きく離れていることも指摘しており、統一したデータの把握等が課題となっている。

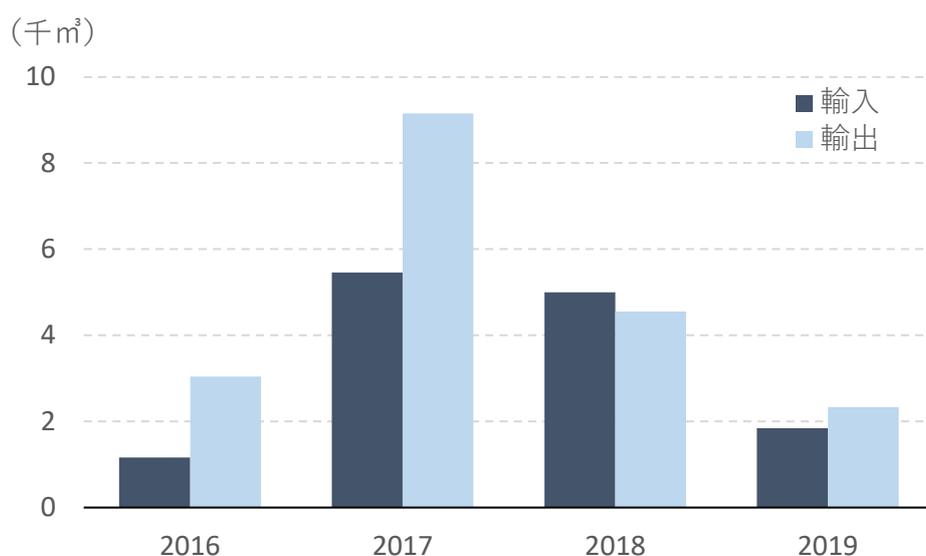


図 2.5 カンボジアの木材貿易量の推移

出典：森林局提供データ

森林局によると主な木材の輸出先はベトナムと中国である。カンボジアでは、天然林から搬出された原木、半製材、厚さが 25 cm を超える角材の輸出は禁止されている。このため、25 cm 以下の製材や、合板、木材チップ等が主な輸出品目である。主要な輸出樹種を表 2.8 に整理した。

表 2.8 カンボジアの代表的な輸出木材の樹種

名称 (英名)	学名
ピンカド、ビルマテツボク (Pyinkado, Burma Ironwood)	<i>Xylia dolabriformis</i>
ヒアン (フタバガキ科樹木)	<i>Dipterocarpus obtusifolius</i>
ヒエンクラート (フタバガキ科樹木)	<i>Dipterocarpus intricatus</i>
テン (フタバガキ科樹木) (Burmese Sal)	<i>Shorea obtuse</i>
アカシア (Auri, earleaf acacia)	<i>Acacia auriculiformis</i>
ユーカリ (Red Gum)	<i>Eucalyptus camaldulensis</i>

出典：森林局提供データ

<sup>6</sup> Understanding timber flows and control in Cambodia in the context of FLEGT (FA 他, 2014) <http://www.euflegt.efi.int/documents/10180/211477/Understanding+timber+flows+and+control+in+Cambodia+in+the+context+of+FLEGTc/03c0c17a-5dd0-43d6-9ccc-b4f661ba7463>

## (2) 日本との取引状況

財務省貿易統計<sup>7</sup>によると、2019年の日本のカンボジアからの木材及び木材関連製品輸入状況は、総額約7.2億円であり、これは日本の木材関連製品輸入総額全体の1%以下である。カンボジアからの主な輸入品目は、紙及び板紙並びに製紙用パルプ等で、木材及び木材関連輸入内訳の9割以上を占めている。また、紙及び板紙並びに製紙用パルプ等の輸入量は2010年以降増加傾向にある。図2.6に2010年から2019年のカンボジアから木材関連製品の輸入金額の推移を示す。

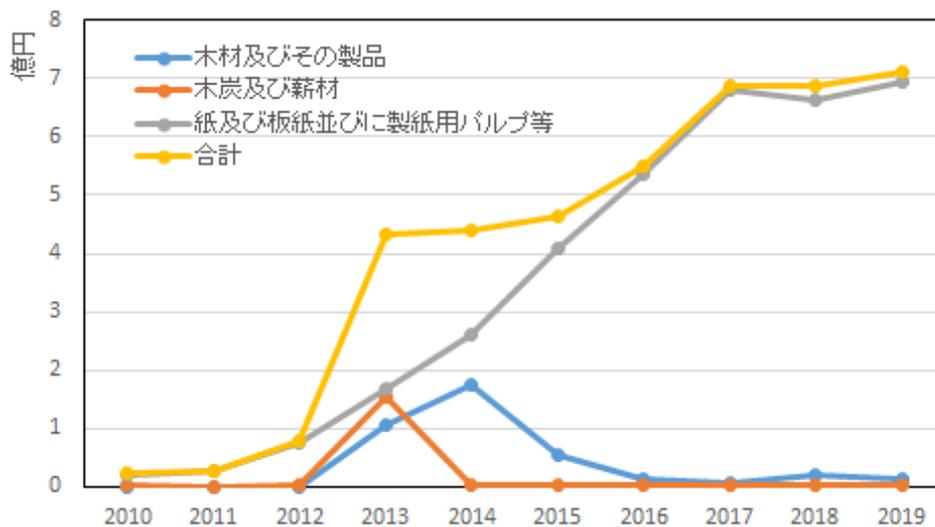


図 2.6 2010 年以降のカンボジアからの木材関連製品の輸入額の推移

出典：財務省貿易統計<sup>7</sup>

<sup>7</sup> 財務省貿易統計ウェブサイト <https://www.customs.go.jp/toukei/search/futsu1.htm>

## 2.2 関連政府機関の概要

### 2.2.1 木材の伐採・輸送・貿易に対する各政府機関の関わり

カンボジアにおける木材の伐採・流通に関連する政府機関は、農林水産省（MAFF）下の森林局（FA）、環境省（MOE）、商業省（MOC）及びカンボジア税関局（GDCE）等が関連している。表 2.9 に木材供給源別の関連機関を整理した。

表 2.9 木材供給源別の関連機関

	ELC 森林コン セッション	SLC	ABC	開発	CF	輸入 木材	押収 木材	植林 地
事業許可	MOC				FA 管理署	MOC	該当なし	MOC
伐採割当	不要		MAFF	不要	FA 州管 理局	該当なし		不要
伐採許可	MAFF/FA 本局							
輸送ライセンス	FA 本局							
輸送許可(原木)	FA 管理署							不要
輸送許可(国内市場)								
輸送許可（輸出入）	FA 本局	輸出されない ため該当なし			FA 本局			
木材の輸出入割当	MAFF				MAFF			
原産地証明	MOC				MOC	輸入国よ り取得	MOC	
輸出入ライセンスビザ	FA 本局				FA 本局			
輸出入ライセンス	MOC				MOC			
輸出許可	GDCE				GDCE			

出典：FLEGT に関連したカンボジアの木材フローと管理の理解<sup>6</sup>、森林法、森林局聞き取り結果を基に調査団作成

### 2.2.2 各関連政府機関の概要

#### (1) 農林水産省 (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries ; MAFF)

農林水産省は 1996 年の農林水産省設立法によってカンボジアの農林水産業に関する政策を担う機関として設置された。農業総局、恒久林を管轄する森林局及び浸水林や沿岸域のマングローブ林を管轄する水産局、天然ゴム総局の 4 つの外局の統括機関となっている。農林水産省の組織図を図 2.7 に示す。

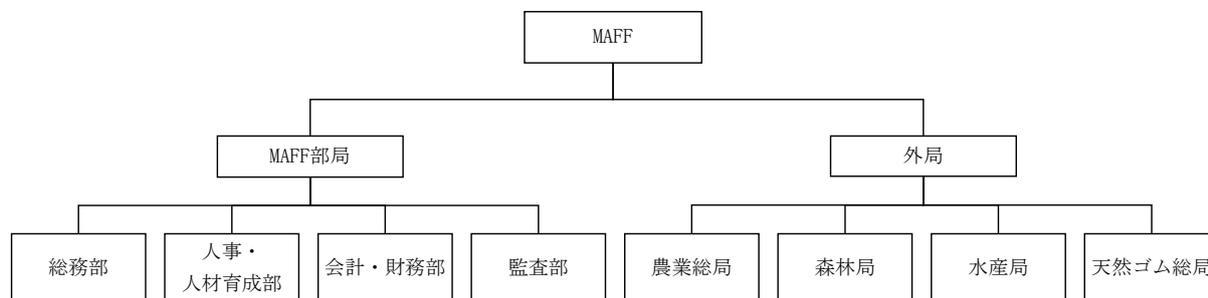


図 2.7 農林水産省の組織図

出典：農林水産省ウェブサイト<sup>8</sup>を基に調査団作成

<sup>8</sup> 農林水産省ウェブサイト <https://web.maff.gov.kh/?lang=kh>

## (2) 森林局 (Forest Administration ; FA)

森林局は農林水産省の外局に位置し、森林法によって恒久林について、社会的、経済的、環境的な利益とカンボジアの文化的価値を最大化するために、持続可能な方法で管理することが定められている。森林局が管轄する恒久林には恒久保全林(Permanent Forest Reserve: PFR)と私有林(Private Forest)がある。森林局によると、恒久林 (PFE) における私有林の割合は小さい。また、恒久保全林 (PFR) には生産林と転換林があるが、2002 年以降、2020 年時点まで転換林のコンセッションが停止しているため、転換林に分類されている森林は少ない。このため、2020 年 12 月時点では、PFR の生産林に該当する約 3,065 千 ha の森林の管理が森林局の主な管轄区域となっている。2020 年時点における森林局が管轄する生産林の詳細を表 2.10 に示す。

表 2.10 生産林の内訳

区分			数 (個所)	面積 (ha)	
恒久林 (PFE)	恒久保全林 (PFR)	生産林	コミュニティフォレスト (登録申請済)	636	516,817
		森林拡大及び再植林地域	80	407,494.56	
		プノンタモア動物公園と野生動物保護センター	-	2,285	
		国家種子保全地域	6	2,231	
		官民パートナーシップ林業地	8	91,618	
		その他の森林被覆地	-	882,633	
		ELC	229	1,162,159	
		生産林合計	-	3,065,237	
	転換林	-	N/A		
私有林	-	N/A			

出典：森林局提供データ

森林局は、2002 年の森林法及び 2003 年の政令 79 号によって、中央本部とその地方組織が統一され、中央集権的な組織体制として構築された。現在森林局は、369 名の職員がいる中央本局と 4 つの地方森林統括事務所 (Inspectorate)、25 の州森林管理事務所 (Cantonment)、55 の森林管理署 (Division)、170 の出張所 (Triage) からなる階層構造となっている。下記の図 2.8 に森林局の組織図を示し、表 2.11 に、森林局の各レベルにおける役割を整理した。



図 2.8 カンボジア森林局の組織図

出典：森林局提供データ

表 2.11 森林局のレベル別の役割

レベル	役割
中央本局 (森林法 7 条) (Headquarter)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PFE 持続可能な管理の確立のための森林活動の規則の策定</li> <li>・ 持続可能な木材生産を維持するための、科学的、経済的、社会的、環境的要因に関する森林の調査とデータ収集</li> <li>・ PFE 内の土地利用図作成のための、森林境界の設定と分類の実施</li> <li>・ 国家森林管理計画の策定と実施</li> <li>・ 劣化森林の再生活動やコミュニティフォレスト活動の促進</li> <li>・ 森林資源と野生生物のための研究や保護・保全プログラムの開発と実施</li> <li>・ 森林破壊、森林火災、違法伐採に対する調査や予防措置と法執行</li> <li>・ 自然生態系の再生や森林保全に向けた普及啓もうプログラムの推進</li> <li>・ 森林資源の保護と開発のための能力強化のための国際協力の促進</li> <li>・ 重要な社会的・環境的影響を与える可能性がある森林関連活動の評価</li> </ul>
地方統括局 (2020 年 9 月政令 380 号 2 条 より) (Inspectorate)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の州をまとめてカンボジア国内を 4 つの森林管理管轄地域 (メコン地域、トンレサップ北地域、トンレサップ南地域、湾岸地域) に区分している。管轄地域内での活動状況の調整、監視、評価を行う。</li> <li>・ 農林水産省の地方事務所等と連携し、州森林管理局の森林管理や技術パフォーマンスの評価を実施</li> <li>・ 農林水産省の地方事務所等と連携し、野生動物や森林に対する犯罪を監視、調査、防止</li> <li>・ 野生動物や森林に関する違法行為を文書化</li> <li>・ 森林局長が指示する業務の実施</li> </ul>
州 森 林 管 理 局 (Cantonment)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林政策及び管理計画実施のための、管轄内の管理署と出張所の管理、主導及び調整</li> <li>・ 管轄内の森林管理計画の策定と管理計画承認後の管理署及び出張所による計画実施のための事業計画の設定</li> <li>・ 森林管理と伝統的な利用のためのコミュニティフォレストの確立</li> <li>・ コミュニティに対し、木材及び NTFPs の収穫割当と輸送割当の設定許可</li> <li>・ 木材や NTFPs 輸送倉庫及び小規模な手工芸の設立、主要な材料として木材や NTFPs を使う産業用及び手工芸用の窯の設立許可の発行</li> <li>・ PFE の内部もしくは近隣に住む地域コミュニティとのコミュニティフォレスト契約への署名</li> <li>・ 管轄内の森林セクター活動に関する森林局長への定期報告</li> </ul>
森 林 管 理 署 (Division)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林と野生生物資源評価の実施と森林境界の設定</li> <li>・ 野生動物及びその生息地の調査研究と管理保全の実施</li> <li>・ 管轄区内の森林管理計画の調査、策定及び実施</li> <li>・ 管轄区域の過去の生産林コンセッションの管理計画の策定と承認のための森林局長への提出</li> <li>・ 植林と森林再生の実施</li> <li>・ 森林火災防止対策の拡大実施</li> <li>・ コミュニティフォレストに対する技術支援の提供とレビュー及び促進</li> <li>・ 木材搬出の管理と Log Book A に記録するための木材及び NTFPs の量と品質の測定と評価</li> <li>・ 森林及び野生生物犯罪の調査と予防</li> <li>・ 森林及び野生生物犯罪の訴訟と法廷への送還</li> <li>・ コミュニティフォレストにおける地域コミュニティの伝統的な利用権を超えた木材及び NTFPs の収穫許可の発行</li> <li>・ 管轄区内で発生する木材及び NTFPs の輸送許可の発行</li> <li>・ 管轄区内の森林セクター活動に関する管理事務所長への定期報告</li> </ul>
森 林 事 務 所 (Triage)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林・野生生物資源の監視及び保護と森林火災撲滅の地上パトロールの実施</li> <li>・ 植林拡大と森林・野生生物資源保護と管理への地域コミュニティ参加の要請</li> <li>・ 森林再生のための苗木を育てる圃場の設立</li> <li>・ コミュニティフォレストへの技術支援の提供と促進</li> <li>・ 森林・野生生物インベントリの実施と管理</li> <li>・ 木材及び NTFPs の量の測定、評価、特定</li> <li>・ 森林犯罪の監視、報告、とりまとめと森林・野生生物犯罪の防止</li> </ul>

出典：FLEGT に関連したカンボジアの木材フローと管理の理解<sup>6</sup>、森林局への聞き取り結果を基に調査団が整理

### (3) 環境省(Ministry of Environment ; MOE)

環境省（MOE）は、環境保護、生物多様性の保全、天然資源の適切かつ持続可能な利用を主導・管理する機関として 1993 年公布の「保護区の設置と指定に関する王室令」によって設立された。2016 年に法令第 135 号によって再編成され、現在は 6 部局と、持続可能な開発のための国家開発協議会（NCSD）の事務局が配置されている。なお、MOE は天然資源の一部として保護区（Protected Area, PA）を管轄している。2020 年時点で保護区は 725 万 ha（12 ヶ所の国立公園、19 ヶ所の野生生物保護区、14 ヶ所の景観保護区、8 ヶ所の複合利用地域、5 ヶ所のラムサール条約地域、11 ヶ所の国家遺産公園、及び保護区内の生物多様性回廊）で、カンボジア国土の約 40% を占めている。なお、保護区が存在している州には州レベルの環境局が設置されている。図 2.9 に環境省の組織図を示す。

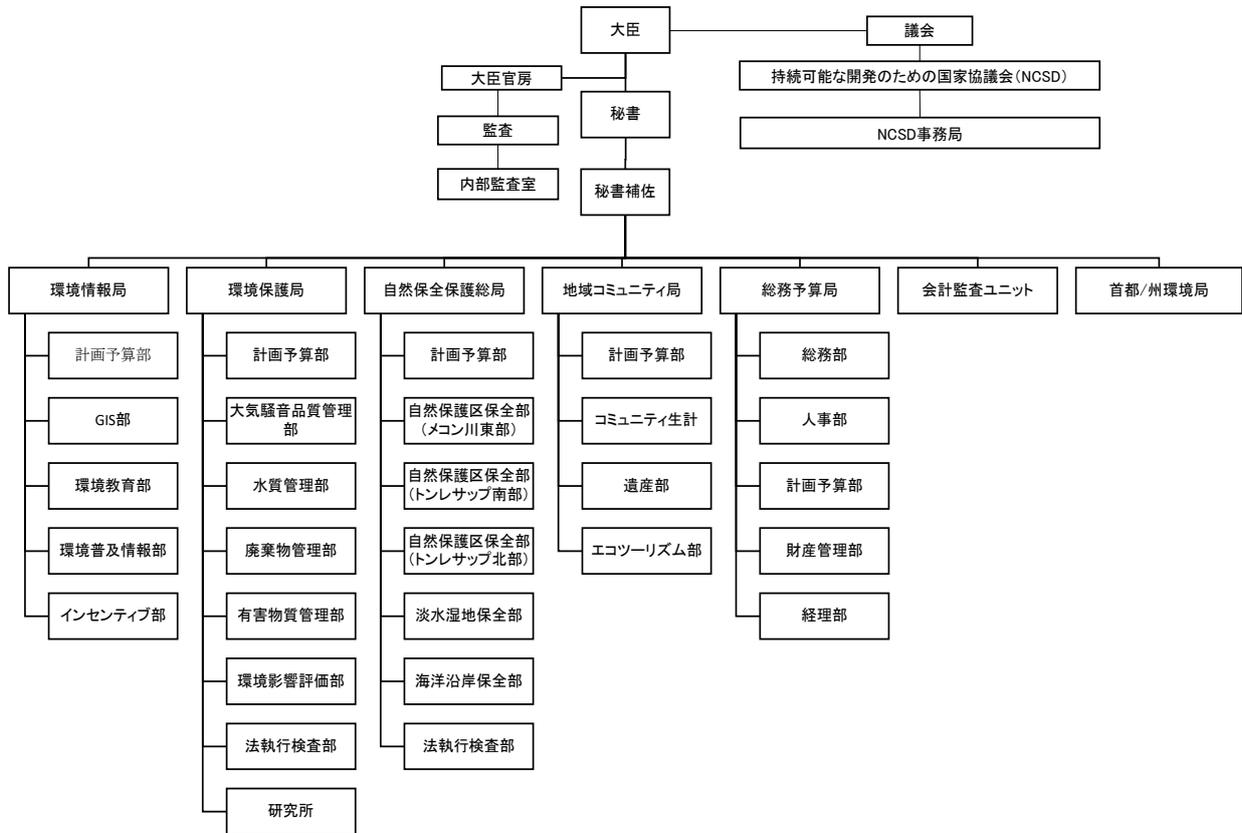


図 2.9 環境省の組織体制

出典：環境省ウェブサイト<sup>9</sup>、環境省への聞き取り調査を基に調査団作成

<sup>9</sup> 環境省ウェブサイト <http://www.moe.gov.kh/>

#### (4) 自然保全保護総局 (General Department of Administration for Nature Conservation and Protection ; GDANCP)

自然保全保護総局は環境省の下で、保護区の自然保全、生物多様性の保全及び持続可能な天然資源の利用の管理・調整を行う目的で 2008 年に設立された機関である。2016 年の政令第 69 号によって森林局管轄の区域の一部が環境省の管轄の保護区に組み込まれるとともに、森林局から GDANCP にも職員が異動した。2020 年時点で、全国に 168 名の職員と 1,178 名のレンジャーが配置されている。図 2.10 に自然保全保護総局の組織図を示す。



図 2.10 自然保全保護総局の組織体制

出典：環境省ウェブサイト<sup>9</sup>

#### (5) 商業省 (Ministry of Commerce ; MOC)

商業省はカンボジアの商業及び貿易の規制と促進を管轄している。同省はカンボジア企業に対し、営業許可証、輸出入ライセンス、原産地証明を発行する。図 2.11 に商業省の組織図を示す。

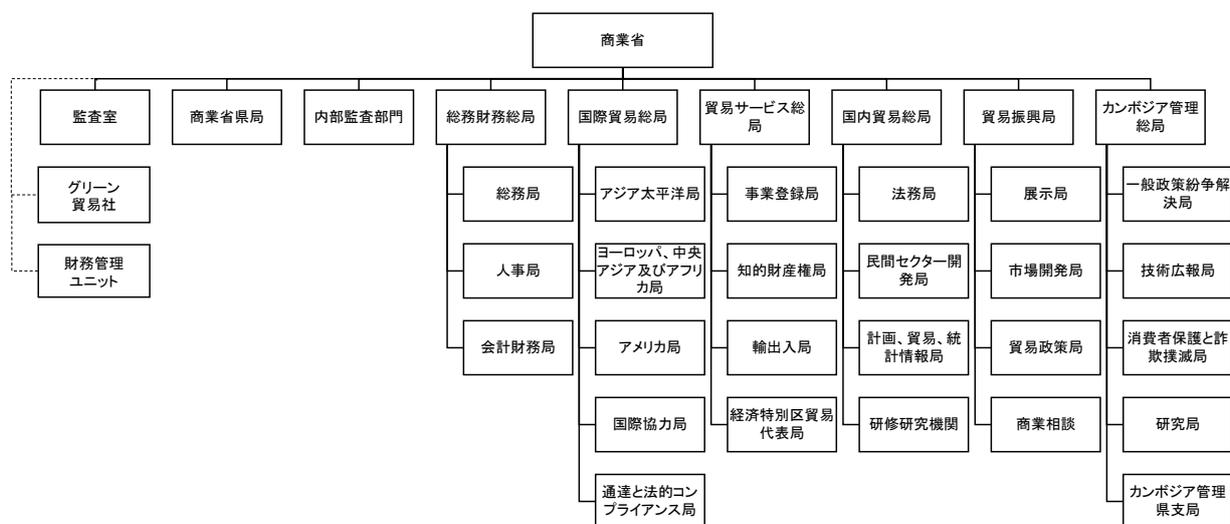


図 2.11 商業省の組織体制

出典：商業省ウェブサイト<sup>10</sup>

<sup>10</sup> 商業省ウェブサイト <https://www.moc.gov.kh/en-us/>

### (6) カンボジア税関総局(General Department of Customs and Excise of Cambodia; GDCE)

カンボジア税関総局は経済財務省の行政機関であり、輸出入品に係る関税及び輸送料の課税や徴収、管理、税関における不正行為の抑制及び防止、国際貿易の促進を担っている。木材貿易において、GDCE は輸出入許可証を発行し、輸出入品に対する検査を行う。図 2.12 に税関総局の組織体制を示す。

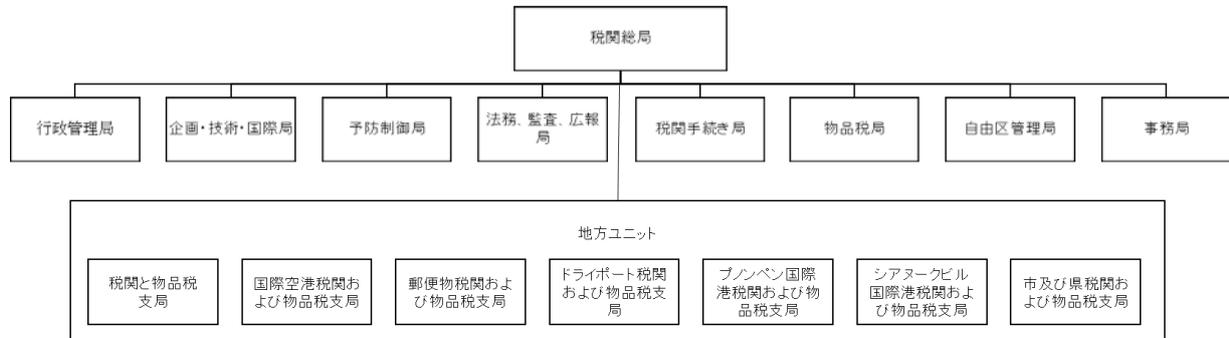


図 2.12 税関総局の組織体制

出典：税関総局ウェブサイト<sup>11</sup>

<sup>11</sup> 税関総局ウェブサイト <http://www.customs.gov.kh/about-us/organization-structure/>

## 2.3 森林の伐採段階における法令等

### 2.3.1 法令等の運用状況

#### (1) 森林に適用（運用）される法律

カンボジアでは上位の法律にて全体の方向性や目的を示し、下位の政令、省令、規則等で細則を定めている。カンボジアの森林は2002年に改正された森林法にて、恒久林、浸水林とマングローブ林、保護区に分類され、その区分によってそれぞれの法律が適用されると定めている。現在のカンボジアの森林の分類と適用される法律を表 2.12 に示す。

表 2.12 カンボジアの森林の分類と管轄

管轄		法律	森林分類		
農 林 水 産 省 (MAFF)	森林局 (FA)	森 林 法 (2002)	恒久林 (PFE)	恒久保 全林 (PFR)	生産林 -森林コンセッション -コンセッション下でない生産林 -回復中の森林 -植林のための保全林 -森林再生のための保全林 -劣化林地 -契約下のコミュニティフォレスト
					転換林
	水産局 (FIA)	漁 業 法 (2006, 2017年一 部改訂)	保護区外 の浸水林 とマング ローブ	私有林	
				コミュニティ漁地 釣り場 漁業保護区および保全区	
環 境 省 (MoE)	自然保全 保護局 (GDAN CP)	保護区法 (2008)	保護区 (PA)	-保護区 -国立公園 -自然遺産 -海浜公園 -野生動物保護地 -多目的利用区域 -保護景観区 -生物圏保全区 -ラムサール条約サイト	
				保護林	-特別な生態系のための保全林 -調査林 -水源林 -流域保護林 -植物園 -レクリエーション林 -宗教的な森林
				コミュニティ保護林	
				保護区内の浸水林とマングローブ林	

出典：森林法及び保護区法を基に調査団作成

なお、2002年の森林法では生産林の中に、保安林(Protection Forest)という区分が設けられていたが、2016年9月に政令69号によって保安林は環境省の自の管轄である保護区(Protected Area)に移行した。以下に、カンボジアの森林、すなわち恒久林、浸水林とマングローブ林、保護区を管轄する、森林法、漁業法、保護区法について整理する。

#### 1) 森林法（2002年改定）

現行のカンボジアの森林法（Law on Forestry）は2002年に改定・公布された。森林法は同国における生物多様性の保全と文化の保全を含む社会、経済および環境的利益をもたらす持続可能な森林管理を確立するための、恒久林における森林の管理、収穫、利用、開発及び保全に関する権限や手続き、罰則等の枠組みを規定している。森林法の項目を表 2.13 に示す。

表 2.13 森林法の章項目

章番号	章の表題と対応する条項番号
第1章	一般規定 (第1条 - 第5条)
第2章	森林局 (第6条 - 第7条)
第3章	持続可能な森林管理 (第8条 - 第9条)
第4章	恒久林 (第10条 - 第12条)
第5章	森林コンセッション管理 (第13条 - 第19条)
第6章	コンセッションおよび保護林下でない生産林の管理 (第20条 - 第23条)
第7章	許可と権限 (第24条 - 第27条)
第8章	森林産物と副産物の収穫の禁止と保護林 (第28条 - 第39条)
第9章	慣習的なユーザー権利、コミュニティフォレストと私有林の管理 (第40条 - 第47条)
第10章	野生生物保護 (第48条 - 第51条)
第11章	林産物および副産物のロイヤリティとプレミアム (第52条 - 第58条)
第12章	森林再生と国家森林開発基金 (第59条 - 第64条)
第13章	林業活動を管理する措置 (第65条 - 第75条)
第14章	林業犯罪の解決手順 (第76条 - 第89条)
第15章	林業違反および法的罰則 (第90条 - 第101条)
第16章	裁判所の評決の執行 (第102条 - 第104条)
第17章	経過規定 (第105条 - 第107条)
第18章	最終規定 (第108条 - 第109条)

出典：森林法

## 2) 漁業法 (2006年制定、2017年一部改訂)

カンボジアの保護区以外の浸水林、マングローブに関する規定は 2006 年に制定された漁業法 (Fisheries Law) に定められている。漁業法の中で、漁業資源に関連する浸水林、マングローブ林は農林水産省の漁業局に管理されることとしている。なお、漁業法 28 条では浸水林及びマングローブ林における営利目的の木材の収穫、輸送、保管行為の禁止が明記されている。漁業法の項目を表 2.14 に示す。

表 2.14 漁業法の章項目

章番号	章の表題と対応する条項番号
第1章	一般規定 (第1-5条)
第2章	水産局 (第6-7条)
第3章	漁業領域 (第8-13条)
第4章	漁業管理の持続可能性 (第14-17条)
第5章	漁業の保護と保全 (第18-25条)
第6章	マングローブ林と浸水林の管理 (第26-29条)
第7章	漁業開発の管理 (第30-38条)
第8章	内陸漁業開発 (第39-44条)
第9章	海洋漁業開発 (第45-52条)
第10章	養殖管理 (第53-58条)
第11章	漁業コミュニティ (第59条から63条)
第12章	水産物の輸送と貿易 (第64-69条)
第13章	ライセンス (第70条から第71条)
第14章	漁業違反の解決手続き (第72-85条)
第15章	罰則 (第86条から第104条)
第16章	裁判所の判決執行 (第105条から第107条)
第17章	最終規定 (第108-109条)
付録	漁業法で使用される重要な用語の定義

出典：漁業法

### 3) 保護区法 (2008 年)

保護区法は、1996 年に公布された環境保護及び天然資源管理に関する法律によって定義される保護地域について、保護地域における管理、生物多様性の保全、および天然資源の持続可能な利用を確保することを目的として 2008 年に制定された。保護区内の森林を含めた天然資源について、その利用権限や手続き、規則を定めている。保護区法の章項目について、表 2.15 に整理した。

表 2.15 保護区法の章項目

章番号	章の表題と対応する条項番号
第 1 章	一般規定 (第 1 条 - 第 3 条)
第 2 章	責任機関 (第 4 条 - 第 6 条)
第 3 章	保護区の設立と変更 (第 7 条 - 第 10 条)
第 4 章	ゾーニング (第 11 条 - 第 14 条)
第 5 章	保護区管理のための国家戦略と活動計画 (第 15 条 - 第 20 条)
第 6 章	地域コミュニティと少数民族コミュニティの関与とアクセス権 (第 21 条 - 第 28 条)
第 7 章	保護区の教育、普及、回復、改善、資金提供 (第 24 条 - 第 34 条)
第 8 章	許可と禁止及び社会環境影響評価 (第 35 条 - 第 44 条)
第 9 章	法執行と違反行為の解決手続き (第 45 条 - 第 52 条)
第 10 章	天然資源違反と罰則 (第 53 条 - 第 64 条)
第 11 章	最終規定 (第 65 条 - 第 66 条)
別添資料	用語集

出典：保護区法

なお、保護区法では、保護区を 4 つの区域(ゾーン)に区分し、区域ごとにアクセスや利用の制限を規定している。保護区内で土地利用転換が許可され、木材が搬出されることが想定されるのは、4 つのゾーンのうちの、持続可能な利用ゾーンである。表 2.16 に保護区の区域の区分を示す。

表 2.16 保護区のゾーン

コアゾーン	絶滅危惧種や脆弱な生態系を含む最も保全価値の高い管理地域。基本的に立ち入りは禁止されている。
保護ゾーン	コア区域に隣接し、天然資源、生態系、流域及び自然景観を含む、保護価値の高い管理地域。自然保全保護局の事前の許可を得た時のみ立ち入りが可能。また、区域内の生物多様性に悪影響を与えない限り、地域の少数民族の生計手段としての非木材林産物 (NTFPs) の利用が、厳格な管理下で許可される。
持続可能な利用ゾーン	国家経済の発展と管理のための経済価値が高い保護区の保全管理地域。天然資源の自然特性は変化させない範囲で、地域コミュニティや少数民族の生計改善のために管理される。環境省からの要請に応じて、関連機関や法令等に基づいた協議を経て開発や投資活動が許可されることがある。
コミュニティゾーン	地域コミュニティや少数民族の社会経済開発のための管理区域で既存の住宅地や水田、畑、移動耕作地等が含まれることがある。この区域は地域住民の利用のみ管理が許可される。この土地所有権もしくは利用権の発行には土地法に従って事前に環境省の合意を得る必要がある。

出典：保護区法、Zoning Guidelines for the Protected Areas in Cambodia<sup>12</sup>を基に調査団作成

<sup>12</sup> Zoning Guidelines for the Protected Areas in Cambodia (GDANCP, 2017)  
<http://www.cambodia-redd.org/wp-content/uploads/2017/10/Zoning-English-Print-resized.pdf>

## (2) 伐採時に適用（運用）される法令

伐採時に運用される法令については、森林局によると恒久林内外に関わらず、森林法が基本原則として適用される。また、さらに詳細な規則や手続き等は、伐採を伴う活動（例えば、営利目的の木材生産、コミュニティフォレストでの木材生産、水力発電開発や道路開発等の土地利用転換等）別に政令や省令等で詳細が定められている。表 2.17 に伐採に関連する法令の運用状況を整理した。

表 2.17 伐採時に運用される法令

適用法律	土地及び森林分類	伐採を伴う活動	適用法律以外の関連する法令
森林法	私有地	私有地植林の収穫	・法令 02 木材伐採に用いる丸鋸利用の管理(2006)
		国有地植林の収穫	・法令 02 木材伐採に用いる丸鋸利用の管理(2006) ・政令 26 号国有地植林の利用権付与に関する規則(2008)
	恒久林	森林コンセッション	・カンボジア森林伐採実務規範(1999) ・政令 5 号森林コンセッション管理(2000) ・省令 5721 号森林コンセッション活動の一時停止(2001) ・政令 089 号収穫が禁止されている木材と非木材林産物(2005) ・法令 02 木材伐採に用いる丸鋸利用の管理(2006)
		ABC	・カンボジア森林伐採実務規範(1999) ・法令 02 木材伐採に用いる丸鋸利用の管理(2006) ・政令 316 号コンセッション下に無い生産林内の林産品及び副産物の年間権利を取得するための法的手続き (2005) ・政令 089 号収穫が禁止されている木材と非木材林産物(2005)
		コミュニティフォレスト	・政令 79 号コミュニティフォレスト管理(2003) ・政令 316 号コンセッション下に無い生産林内の林産品及び副産物の年間権利を取得するための法的手続き (2005) ・政令 089 号収穫が禁止されている木材と非木材林産物(2005) ・省令コミュニティフォレストガイドライン(2006) ・法令 02 木材伐採に用いる丸鋸利用の管理(2006)
		ELC	・政令 146 号経済的土地コンセッション(2005) ・政令 316 号コンセッション下に無い生産林内の林産品及び副産物の年間権利を取得するための法的手続き (2005) ・政令 131 号政令 146 号経済的土地利用権の改訂(2008) ・首相令 01 ELC の管理の強化と有効性を高めるための措置(2012)
		SLC	・政令 19 号社会的土地利用権(2003) ・政令 316 号コンセッション下に無い生産林内の林産品及び副産物の年間権利を取得するための法的手続き (2005)
開発（水力発電、道路、鉱山等）	・政令 316 号コンセッション下に無い生産林内の林産品及び副産物の年間権利を取得するための法的手続き (2005) ・コンセッション法(2007)		
森林法保護区法	保護区	開発（水力発電、道路、鉱山等）	・政令 316 号コンセッション下に無い生産林内の林産品及び副産物の年間権利を取得するための法的手続き (2005) ・コンセッション法(2007)

出典：FLEGTに関連したカンボジアの木材フローと管理の理解<sup>6</sup>、カンボジア木材合法性リスク評価<sup>2</sup>、森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

## 2.3.2 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要

### (1) 伐採に関する許認可制度の状況

#### 1) 私有地における伐採

カンボジアでは、天然林は国有財産とされているため、私有地内に天然林は存在しない。このため、私有地から木材が供給されるのは、私有地内で植林が行われた場合である。私有地における植林は、森林法 4 章 10 条において、所有者が自ら管理、開発、伐採、利用、販売もしくは分譲する権限を持ち、維持管理をすることが定められており、伐採における許可や木材利用のライセンス許可の取得は義務付けられていない。一方で、伐採木材を輸出する場合は、以下の 3) に沿った許可の取得が必要となる。

#### 2) 国有地内の植林における伐採

国有地における植林は、森林局が直接実施する以外に、森林局からの国有地の森林利用許可を受けることによって、コミュニティや住民及び民間企業が実施できる。こうしたコミュニティや住民、企業等が実施した植林木の伐採は、伐採木材を国内市場で売買する場合、許可の取得は不要である。ただし、伐採する旨を州森林管理局の職員に連絡もしくは報告する必要がある。一方で、伐採木材を輸出する場合は、以下の 3) に沿った許可の取得が必要となる。

#### 3) 植林以外の恒久林（PFE）における伐採

植林以外の恒久林における伐採に係る許可や手続きについては、森林法にて定められている。図 2.13 に恒久林における許認可の取得を含めた伐採手続きを示す。



図 2.13 伐採手続きの流れ

出典：森林法、森林局聞き取り結果を基に調査団作成

#### ① 機材の登録

森林法 70 条により、恒久保全林内の許可を受けた伐採区域に立ち入る際に、登録を受けていない機材及び車輛の持ち込み、乗り入れは禁止されている。伐採の実施者は事前に使用機材を森林局に登録し、伐採に必要な各機材及び車輛の識別タグを入手する。

#### ② 伐採許可の取得

恒久林における森林伐採に関連する許可については、森林法 7 章「許可と権限」に規定されている。恒久林での森林の伐採を行うためには、伐採実施者が伐採許可を取得する必要がある。なお、コミュニティフォレストや現在停止している森林コンセッションの場合は、まず年間伐採割当量の設定を受ける必要があり、年間伐採割当量の範囲において、伐採許可が取得できる。ただし、ELC や SLC、開発等の土地利用の転換に伴う伐採については、伐採割当はなく、伐採許可のみとなる。また、コミュニティフォレストはコミュニティフォレスト契約に年間伐採割当量が含まれており、管理計画に従った木材を収穫する権利を有するようになる。このため、コミュニティフォレスト契約が年間伐採割当及び伐採許可となる。なお、これらの許可とその発行機関は伐採行為を伴う活動及び伐採行為の実施者によって異なる。伐採に関連する許可とその発行機関につい

ては既出の表 2.9 のとおりである。

### ③ Log Book A への登録

伐採前に森林局職員が立木量を推定するためのインベントリを実施し、伐採によって搬出される木材量を推定する。このインベントリ結果は農林水産省に報告され、伐採前に農林水産省がその結果を承認する必要がある。承認を受けた後、伐採が実施されると、伐採木材は伐採ブロック内に設置された土場にて、丸太（直径 30 cm 以上）、ポール（直径 15 cm 以上 30 cm 未満）、薪炭材（直径 15cm 未満）に区分され、その品質と量をその区域を管轄する森林局職員によって検査を受け、Log Book A と呼ばれる木材リストに、表 2.18 に示す内容が記録される。検査を受けて Log Book A に記録済みの丸太は森林管理署職員によって、検査、記録が行われたことを示すハンマースタンプが 1 ヶ所に刻印される。

表 2.18 Log Book A への記録事項

1. 記録番号	6. 長さ (m)
2. 丸太の本数	7. 材積 (m <sup>3</sup> )
3. 丸太の樹種名	8. 質
4. 丸太のグレード	9. その他、留意事項等
5. 胸高直径	

出典：森林局

### ④ ロイヤリティとプレミアムの支払い

伐採者は Log Book A に登録された木材の質や量に応じて、伐採料（ロイヤリティ：伐採された木材に対して伐採者が国に支払う料金）と手数料（プレミアム：ロイヤリティに加え、ライセンスもしくは許可取得者が特定の森林内で活動するために支払う料金）を支払う必要がある。なお、コミュニティフォレスト契約に基づいて生産された木材は、伐採料と手数料の支払いは免除される。伐採料と手数料が支払われると、森林局長より、その木材の利用を許可するライセンス許可（木材の利用のための輸送許可）が発行され、木材には追加で 3 ヶ所（③で刻印される 1 ヶ所と併せて、合計で 4 ヶ所）のスタンプが木口の両面に刻印される。この 4 ヶ所のスタンプによって合法的な手続きを踏まえた木材であることが示される。なお、押収された違法伐採木材は 3 ヶ所のスタンプが両サイドの木口と真ん中に刻印され、合法木材と見分けられるようになっている。



写真 2.1 合法的な手続きを踏まえた木材であることを示す 4 ヶ所のスタンプ

写真提供：森林局

## (2) 許可証等の法令に基づく書類の概要

カンボジアでは、木材生産や輸出において、伐採許可や利用のための輸送の許可等の各種許可の取得が森林法によって定められている。これらの許可について、森林法では表 2.19 に示す項目が含まれていることを規定している。

表 2.19 森林法が定める許可に含まれるべき項目

許可の必須項目
1. 許可取得者の名前
2. 許可の有効期間
3. 木材及び NTFPs の伐採・収穫地の場所と範囲
4. 森林局によって定められたユニット内で伐採・収穫が許可された木材及び NTFPs の量
5. 木材及び NTFPs の原産地と輸送地
6. その他関連情報

出典：森林法

農林水産省から発行される ELC による伐採の許可の内容を表 2.20 に示す。

表 2.20 伐採許可の内容

カンボジア王国	
農林水産省	日付：.....
書類番号.....	
森林局	
件名：（会社名）の 20XX-20XX 年年間作業計画のためのブロック I または II または III の.....ha の 区域の伐採許可（林地の更地化）申請について	
添付ファイル：.....（ある場合、ファイル名） .....（ある場合、ファイル名）	
上記の件名と添付資料の記載事項について、農林水産省は、（会社名）の 20XX-20XX 年の年間作業計画のため、I ブロックまたは II ブロックまたは III ブロックの .....ha の面積の伐採許可（林地の更地化）の申請を承認する。ただし、以下の要件を満たすこと。	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 前回の申請箇所の整地と植栽を完了させること。</li> <li>2. 森林局と連携すること。</li> <li>3. 申請箇所だけを伐採すること。周辺住民の土地の伐採をしないこと。</li> <li>4. 土壌侵食が起こらないよう伐採箇所は可能な限り早期に植栽を行うこと。</li> <li>5. 全ての木材及び非木材製品を可能な限り集め、残材等を廃棄物として放置しないこと。また、サービス料と税を政府に支払うこと。</li> <li>6. 全てのチェーンソーやその他の機材には、森林局が提供するロゴマークを付けること。</li> </ol>	
上記の項目を遵守すること。	
CC：	農林水産省大臣
州政府 ELC 事務局 “情報共有” 森林局 農業総局 アグロインダストリー局 州農林水産局 “協力機関” 農林水産省企画統計局 財務経理局 ファイル	

資料提供：森林局

### 2.3.3 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

伐採における合法性を確認するためには、各木材供給源別に必要な確認書類が異なる。各木材供給源別の合法性を確認するために必要な書類等について整理した。

#### (1) 植林

植林の合法性を確認するための書類は、植林を行った土地の種別によって異なる。植林地から発生した木材の合法性を確認する書類について、表 2.21 に示す。なお、SLC の土地は、SLC が発行されてから 5 年後に私有地に転換されるため、SLC 植林は 5 年後に私有地植林の扱いとなる。

表 2.21 植林地から発生した木材の合法性を確認するための書類

合法性確認書類	発行条件
① 森林地登録証（私有地植林） ② 森林局との間に締結された植林のための権利付与合意書（国有地植林） ③ 経済的土地コンセッション(ELC)契約（国有地内の ELC での植林） ④ 土地証明書と土地所有権利書（国有地内の SLC での植林）	① 家庭や個人による小規模植林：州農林水産局 中～大規模植林：森林局/農林水産省 ② カンボジア王室政府の許可及び、企業、農林水産省、経済財務省がサインした契約書 ③ ②と同じ ④ 土地管理都市計画建設省から土地証明書は発行されるが、土地の権利書については首相の許可権限が必要。

出典：森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

#### (2) 年次入札クーペ（ABC）

年次入札クーペによる伐採は、国内の木材需要を満たすために実施されるため、原則的に輸出木材にはならない。なお、年次入札クーペによる伐採を実施できるのはカンボジア企業のみとなっている。近年は年次入札クーペでの伐採の実績はない。年次入札クーペから発生した木材の合法性を確認する書類について、表 2.22 に示す。

表 2.22 年次入札クーペから発生した木材の合法性を確認するための書類

合法性確認書類	発行条件
① 各クーペの年間運用伐採計画 ② 各年の伐採ブロック管理計画 ③ 年間伐採割当量設定許可 ④ 木材及び副産物の収穫許可	① 森林局長による承認 ② 森林局長による承認 ③ 農林水産大臣による承認 ④ 森林局長による承認

出典：森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

#### (3) 森林コンセッション

2002 年のモラトリアム以降、2020 年時点までに森林コンセッションは実施されていない。このため、森林コンセッション制度は存続しているが、20 年近く停止している状況である。森林コンセッションから発生した木材の合法性を確認する書類について、表 2.23 に示す。

表 2.23 森林コンセッションから発生した木材の合法性を確認するための書類

合法性確認書類	発行条件
① コンセッション契約書 ② 森林局長が推薦した長期森林コンセッション管理計画（含む環境社会影響評価） ③ 森林局長が承認した各年の伐採ブロック管理計画に基づく各クープの年間伐採作業計画 ④ 年間伐採割当量設定許可 ⑤ 木材及び副産物の収穫許可	① カンボジア王室政府のサイン ② 農林水産大臣による承認 ③ 森林局長による承認 ④ 農林水産大臣による承認 ⑤ 森林局長による許可

出典：森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

#### (4) コミュニティフォレスト

政令 79 号の 12 条によって、コミュニティフォレストでは、承認されたコミュニティフォレスト管理計画とコミュニティフォレスト契約の規約と条件内で、伐採や利用、販売に関する権利を有している。このため、木材の伐採にあたって、森林局から伐採許可を取得する必要はない。コミュニティフォレストから発生した木材の合法性を確認する書類について、表 2.24 に示す。

表 2.24 コミュニティフォレストから発生した木材の合法性を確認するための書類

合法性確認書類	発行条件
① コミュニティフォレスト契約書 ② コミュニティフォレスト管理計画	① 森林管理署長と CF 代表者のサイン ② 森林局長と森林管理署長のサイン

出典：森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

#### (5) 経済的土地利用権 (ELC)

ELC 内は、通常約 1,000ha 毎の伐採ブロックに区分される。森林局による伐採許可は ELC 全体ではなく、ブロック毎に発行される。ELC から発生した木材の合法性を確認する書類について、表 2.25 に示す。また、ELC 契約書と管理契約、伐採許可の事例を図 2.14、図 2.15、図 2.16 に示す。

表 2.25 経済的土地利用権(ELC)から発生した木材の合法性を確認するための書類

合法性確認書類	発行条件
① 木材の種類と材積の森林調査リスト ② 地籍地図 ③ 土地登記 ④ 環境社会影響評価 ⑤ ELC 契約書 ⑥ 商業登記 ⑦ 木材及び副産物の収穫許可 ⑧ 管理計画 ⑨ 伐採許可書	① 森林局、森林管理署及び企業による作成 ② 企業 ③ 土地管理局 ④ 環境省 ⑤ 農林水産省/カンボジア王室政府 ⑥ 商業省の承認 ⑦ 森林局長/農林水産大臣の承認 ⑧ 森林局長/農林水産大臣の承認 ⑨ 農林水産省

出典：森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

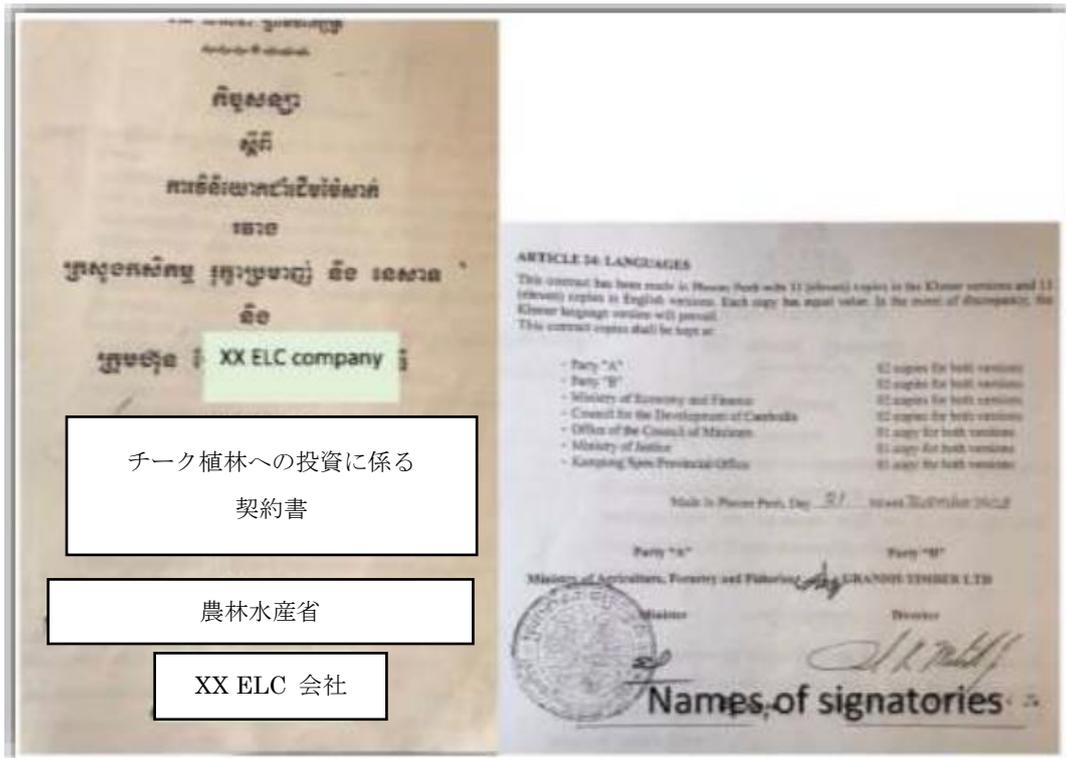


図 2.14 ELC 契約書の事例

出典 : Cambodia Document Guide Timber<sup>13</sup>



図 2.15 ELC の管理計画書の事例

出典 : Cambodia Document Guide Timber<sup>13</sup>

<sup>13</sup> Cambodia Document Guide Timber (Preferred by Nature , 2020)

Kingdom of Cambodia  
Nation Religion King

Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries  
No.....MAFF

Date: .....

To  
Forestry Administration

**Subject:** the case of requesting for a harvest permit (clearing forest land) of the area of .....ha in Bloc I or II or III for annual work plan for 2019-2020 of the company (name).

**Attachment:**

- .....if any
- .....if any

As I mentioned in the subject and attachment above, I would like to inform you that MAFF agreed on the request for a harvest permit (clearing forest land) of the area of .....ha in Bloc I or II or III for annual work plan for 2019-2020 of the company (name). However, the company have to complete the requirements below:

1. Have to complete clearing and planting on the previous requested sites
2. Have to cooperate well with the FA
3. Have to clear only on the requested sites and do not clear on the people's land areas surroundings
4. Freshly cleared areas have to be planted as fast as the company can because if not planted, there would be soil erosion there.
5. Have to collect all timbers and non-timber forest products as much as the company can so that none of forest and non- forest products would not leave and spoil on the ground. The company has to pay service fee and taxes for the government.
6. All chainsaws and other equipment must tag with logos provided by FA.

The company must abide by effectively the mentioned points above.

Regards,  
MAFF Minister

CC:  
Provincial government  
ELC Secretariat  
"to be informed"  
Forestry Administration  
General Department of Agriculture  
Department of agro-industry  
Provincial Department of Agriculture, Forestry and Fisheries  
"to cooperate accordingly"  
Department of Planning and Statistics/MAFF  
Department of Accounting and Finance  
File

図 2.16 ELC の伐採許可書の事例(内容は表 2.20 参照)

資料提供：森林局

## (6) 社会的土地利用権 (SLC)

森林局によると、社会的土地利用権によって、発生した木材は、輸出されていないとのことであった。伐採にあたっては、森林局の統括機関である農林水産省への伐採許可申請がされることになっているが、森林局は社会的土地利用権によって発生した木材の量を把握していない状況であった。SLC から発生した木材の合法性を確認する書類について、表 2.26 に示す。

表 2.26 社会的土地利用権(SLC)から発生した木材の合法性を確認するための書類

合法性確認書類	発行条件
① 土地管理都市計画建設省の SLC 設置のための土地付与要請	① カンボジア王室政府の承認
② 森林調査結果	② 森林局と農林水産省
③ SLC エリアの森林伐採の承認通知	③ カンボジア王室政府の承認
④ 伐採企業の入札と落札企業の特定記録	④ カンボジア王室政府の承認
⑤ 落札企業から農林水産省への伐採許可申請	⑤ 農林水産省
⑥ 国内流通の許可	⑥ 森林局及び農林水産省

出典：森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

## (7) 開発

開発に伴う伐採のプロセスについては、森林局は管理していないため、詳細は不明である。ただし、恒久林内の開発の場合等は伐採の前のインベントリや伐採許可等の取得が必要となる。

## 2.4 木材の加工・流通段階における法令等

### 2.4.1 法令等の運用状況

木材の輸送・加工・輸出までの流通については、森林法及び政令によって規定が定められている。表 2.27 に、木材の流通段階における法令を整理した。

表 2.27 流通段階における法令

活動	法令	規定・要求事項
輸送	森林法（2002）	木材の輸送可能時間（68 条） 各種輸送許可の所持（69 条）
加工	森林法（2002）	恒久保全林内での加工の禁止（30 条、38 条） 合法木材の加工（71 条） 木材の入出荷量の記録
輸出	森林法（2002）	輸出割当及び輸出入許可の取得（25 条） 輸出入許可木材の仕様（72 条） 輸出入手続き（73 条）
	関税法（2007）	輸出入における通関手続き
	政令 131 号輸出入が許可される林産物及び副産物の仕様	輸出入許可木材の仕様
	省令 209 号禁止品目および規制品目リスト 省令 208 号禁止品目および規制品目リストの施行に関する政令 209 を改正する政令 政令 17 号禁止品目および規制品目リストの強化	輸出入が禁止・規制される木材のリスト 輸出入のための輸送許可の取得 輸出入許可の取得
	農林水産省と財務省の共同省令 1013 号企業に課せられるサービス料の決定	課税率の決定

出典：FLEGT に関連したカンボジアの木材フローと管理の理解<sup>6</sup>、カンボジア木材合法性リスク評価<sup>2</sup>、森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

### 2.4.2 木材の流通・合法性の確保に関する法令

森林法 8 章「森林産物と副産物の収穫、および保護林の禁止」30 条、38 条において、恒久保全林内での木材加工、製材所及び木材加工場の設立は禁止されており、伐採された木材の加工は、恒久保全林の境界から 5 km 以上離れた場所に設置されている加工工場で行うことが定められている。このため、木材の輸送・加工にかかる手続きは、図 2.17 に示す通り、①木材を利用するための輸送ライセンスの取得、②原木の伐採現場から加工工場への輸送許可の取得、③製材所・加工工場での加工、④加工済み木材の加工工場からの輸送許可の取得の 4 段階がある。森林法第 69 条に示されている輸送段階において必要な各種許可を表 2.28 に示す。



図 2.17 木材の輸送・加工の手続き

表 2.28 輸送に関連する許可と発行元

手続き	許可の種別	概要	発行条件	発行者
①	輸送割当量設定許可	木材輸送の割当量の設定	Log BookA の記録 ロイヤリティとプレミアム の支払い	森林局長
	ライセンス許可 (輸送許可)	木材を利用するための輸送を 許可するライセンス		
②	PC-1	未加工木材の森林内から木材 加工場への輸送の許可	ライセンス許可の取得	森林管理署長
④	PC-2	加工された木材の輸送許可	森林局職員による加工 木材検査記録	森林管理署長
	PC-IMEX	輸出用木材の輸送許可	森林局職員による加工 木材検査記録	森林局長

出典：森林法、森林局への聞き取り結果を基に調査団作成

また、木材の流通に関する規則の詳細は、森林法 13 章「林業活動を管理する措置」にて、ハンマースタンプを用いて、合法的に伐採された原木や違法伐採木材を刻印すること（65 条）、恒久保全林内での集材や木材の輸送は午前 5:00～午後 8:00 までに行うこと（68 条）、輸送段階において必要な各種許可を所持すること（69 条）等が規定されている。69 条で規定されている各種許可の取得手続きについて、詳細を以下に整理する。

#### (1) 輸送割当量の設定とライセンス許可の取得

伐採後、原木は林内の集材所に集められ、管轄域の森林局職員による検査を受けて Log Book A に登録される。この原木を木材加工工場等に移動させるためには、木材を利用するための輸送ライセンス許可を取得する必要がある。輸送ライセンス許可は、Log Book A に登録された木材に対し、伐採業者がロイヤリティと手数料を支払うことで、森林局長によって輸送割当量が設定されて発行される。ライセンス許可のフォーマットを図 2.18 に、その内容を表 2.29 に示す。



表 2.29 ライセンス許可の内容

表面			
カンボジア王国農林水産省 国家 宗教 国王 森林局			
文書番号 _____ 番 輸送許可 ELC 外の生産林からの木材と NTFPs			
2002 年 8 月 31 日付の森林法 26 条を参照し、 木材と NTFPs の収穫許可 No: _____ 日付 _____ を参照し、森林局長が発行する。 許可 Mr/Ms _____ ○○会社 年齢 _____ 民族 _____ 国籍 _____			
ELC 外の森林クレーンの所有者番号: _____ 年 _____ 身分証明書番号 _____ 発行者 _____ この許可の裏に示されている木材及び NTFPs を輸送する：			
出発地: _____ 森林管理事務所、 _____ 森林管理署、 _____ 出張所管轄内の ELC (サブブロック _____; ステップ _____) 管轄統括事務所: _____ 地方森林統括事務所 目的地: _____ 州 _____ 県 _____ 市 _____ 村工場 輸送方法: 車輻 領収書番号: ref. _____ 日付: _____ 日 _____ 月 _____ 年 金額: USD _____ (○○○○○○○US ドル) 発行者: _____ プノンペン、日付: _____ 日 _____ 月 _____ 年 森林局長 サイン _____			
裏面			
木材及び NTFPs 輸送の詳細表			
番号	種類	数量	備考
1.	1 級品質丸太	○○本=○○m <sup>3</sup>	
2.	2 級品質丸太	○○本=○○m <sup>3</sup>	
3.	3 級品質丸太	○○本=○○m <sup>3</sup>	
4.	一般丸太	○○本=○○m <sup>3</sup>	
5.			
			森林管理長 サイン: _____
丸太は Log Book A に添付されているものである。			

資料提供：森林局

**(2) 未加工木材の輸送許可 (PC-1)**

森林局本部よりライセンス許可を取得すると、森林伐採地を管轄する森林管理署より、伐採した木材（原木）を森林内から加工場や工場に輸送するための輸送許可(PC-1)を取得することが出来る。輸送許可 (PC-1) の写しを図 2.19 に、その内容を表 2.30 に示す。

**ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា**  
**ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ**  
២០២២០២០

**អនុក្រឹត្យសម្រាប់ ផ្លូវជាតិលេខ ១**  
(១៧)

ខណ្ឌរដ្ឋបាលព្រៃឈើ.....  
ផ្នែករដ្ឋបាលព្រៃឈើ.....  
លេខប័ណ្ណ: /១ / PC/B លេខ..... ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ

**លិខិតអនុញ្ញាតដឹកជញ្ជូនឧស្ម័ន អនុផលព្រៃឈើ**

អនុញ្ញាតឱ្យលោក.....  
ដឹកជញ្ជូនឧស្ម័ន អនុផល(១)  
បរិមាណ (២).....

ចេញដំបូងពីចំណុច..... ខែ..... ឆ្នាំ.....  
ផ្នែក..... ខណ្ឌ.....

ទៅកាន់..... ខែ..... ឆ្នាំ.....  
ផ្នែក..... ខណ្ឌ.....

ចេញដោយ..... ថ្ងៃ..... ខែ..... ឆ្នាំ.....  
អង្គការដៃគូស្រុកសរុបលេខ:..... ថ្ងៃ..... ខែ..... ឆ្នាំ.....

ចំនួនទឹកប្រាក់ ( ២ ) :.....

ចេញដោយ :..... ថ្ងៃ..... ខែ..... ឆ្នាំ..... លំក ៧.៧  
..... ថ្ងៃ..... ខែ..... ឆ្នាំ.....  
ជាមន្ត្រីអនុវត្តការងារព្រៃឈើ.....

(១) - ភ្ជាប់មកជាមួយសៀវភៅ "ក" ឬ បញ្ជីលំអិតឧស្ម័ន អនុផលព្រៃឈើបញ្ជាក់ដោយប្រធានរដ្ឋបាលព្រៃឈើ  
(២) - សរសេរលេខ និងអក្សរ  
(៣) - មធ្យោបាយដឹកជញ្ជូនត្រូវបញ្ជាក់ចំនួន និង លេខសម្គាល់ដោយផ្នែករដ្ឋបាលព្រៃឈើ

<p><b>ភាពអាចជាតិការដឹកជញ្ជូនឧស្ម័ន អនុផលព្រៃឈើ</b></p> <p>កាលបរិច្ឆេទ..... បានត្រួតពិនិត្យការដឹកជញ្ជូន.....</p> <p>សរសេរជាអក្សរ.....</p> <p>តាមមធ្យោបាយ..... លេខសម្គាល់..... ចេញពី សង្កាត់..... ផ្នែក..... ខណ្ឌ..... មន្ត្រីរដ្ឋបាលព្រៃឈើមានសមត្ថកិច្ចត្រួតពិនិត្យប្រចាំសង្កាត់..... ផ្នែក..... ខណ្ឌ..... ហត្ថលេខា..... ឈ្មោះ.....</p>	<p><b>ភាពអាចជាតិការដឹកជញ្ជូនឧស្ម័ន អនុផលព្រៃឈើ</b></p> <p>កាលបរិច្ឆេទ..... បានត្រួតពិនិត្យការដឹកជញ្ជូន.....</p> <p>សរសេរជាអក្សរ.....</p> <p>តាមមធ្យោបាយ..... លេខសម្គាល់..... ចេញពី សង្កាត់..... ផ្នែក..... ខណ្ឌ..... មន្ត្រីរដ្ឋបាលព្រៃឈើមានសមត្ថកិច្ចត្រួតពិនិត្យប្រចាំសង្កាត់..... ផ្នែក..... ខណ្ឌ..... ហត្ថលេខា..... ឈ្មោះ.....</p>
<p><b>ភាពអាចជាតិការដឹកជញ្ជូនឧស្ម័ន អនុផលព្រៃឈើ</b></p> <p>កាលបរិច្ឆេទ..... បានត្រួតពិនិត្យការដឹកជញ្ជូន.....</p> <p>សរសេរជាអក្សរ.....</p> <p>តាមមធ្យោបាយ..... លេខសម្គាល់..... ចេញពី សង្កាត់..... ផ្នែក..... ខណ្ឌ..... មន្ត្រីរដ្ឋបាលព្រៃឈើមានសមត្ថកិច្ចត្រួតពិនិត្យប្រចាំសង្កាត់..... ផ្នែក..... ខណ្ឌ..... ហត្ថលេខា..... ឈ្មោះ.....</p>	<p><b>ភាពអាចជាតិការដឹកជញ្ជូនឧស្ម័ន អនុផលព្រៃឈើ</b></p> <p>កាលបរិច្ឆេទ..... បានត្រួតពិនិត្យការដឹកជញ្ជូន.....</p> <p>សរសេរជាអក្សរ.....</p> <p>តាមមធ្យោបាយ..... លេខសម្គាល់..... ចេញពី សង្កាត់..... ផ្នែក..... ខណ្ឌ..... មន្ត្រីរដ្ឋបាលព្រៃឈើមានសមត្ថកិច្ចត្រួតពិនិត្យប្រចាំសង្កាត់..... ផ្នែក..... ខណ្ឌ..... ហត្ថលេខា..... ឈ្មោះ.....</p>

图 2.19 森林局が発行する輸送許可(PC-1)のフォーマット(左:表 右:裏)

資料提供：森林局

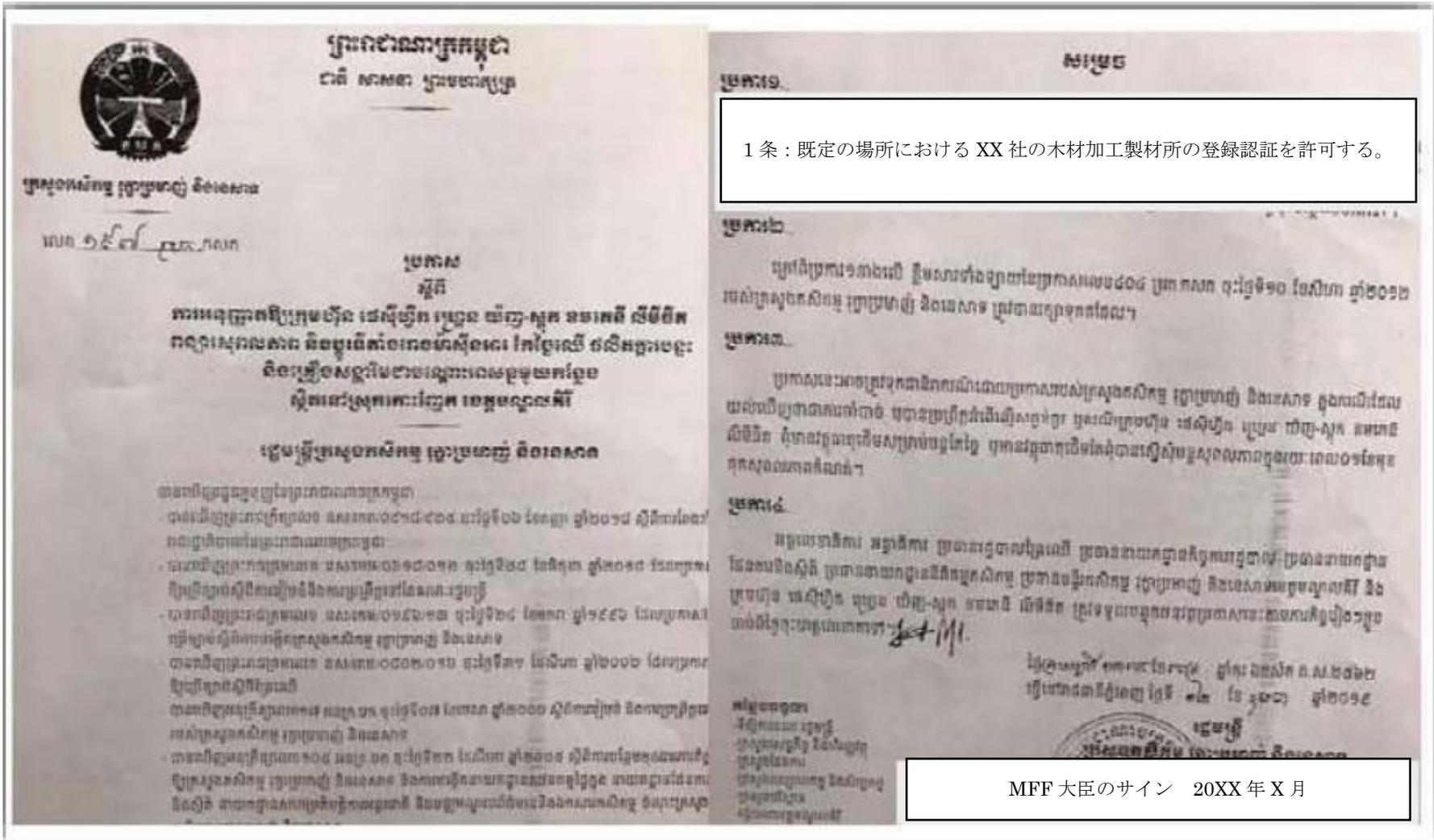
表 2.30 輸送許可(PC-1)の内容

表面 (1 ページ目)	
カンボジア王国	
州農林水産局 州森林管理局 森林管理署	
番号.....PC/B	木材と非木材林産物の輸送のための許可
許可を受けるもの Mr/Ms.....	
木材及び非木材林産物.....	
数量 .....	
出発地.....森林管理出張所.....森林管理署.....州森 林管理局.....	
日時.....から.....	
.....市.....郡.....州、有効期限.....	
輸送手段： .....	ナンバープレート番号.....
輸送ライセンス参照： .....	日付..... 発行者.....
支払受領番号： .....	支払金額..... USD
日付..... 発行者.....	....., 日付.....
	森林管理署長
添付ファイル	
1. Log Book A 又は木材・非木材林産物の詳細	
2. 数字と文字を使った標記	
3. 森林管理署による車両数とナンバープレートの提示	
裏面 (2 ページ目)	
木材と非木材林産物の輸送モニタリングシート	
日付: .....	
.....の輸送について確認した。	
..... (輸送量を文字で記載)	
交通手段.....ナンバープレート.....	
出発地.....森林管理出張所.....森林管理署.....州森林局	
森林局担当官.....森林管理出張所.....森林管理署	
.....州森林局	
サインと署名	

資料提供：森林局

### (3) 製材所・加工工場での加工

森林法 71 条では、農林水産省が、持続的な木材生産を行うために、製材所や木材加工施設の適切な数を政令で定めるとしている。また、製材所に供給される木材は、森林法に整合する合法的な供給源であることと規定している。なお、森林局によると、製材所や木材加工場は、日別の入荷量と出荷量を、森林局が定める標準フォーマットに記録することが義務付けられている。さらに、カンボジア国内の製材所や木材加工施設は、毎年、農林水産省に対して木材加工の操業登録を申請し、農林水産省は、木材加工登録証を発行する。図 2.20 に木材加工の登録証の事例を示す。



1 条：既定の場所における XX 社の木材加工製材所の登録認証を許可する。

MF 大臣のサイン 20XX 年 X 月

図 2.20 木材加工登録証の事例

出典：Cambodia Document Guide Timber<sup>13</sup>



## 2) 輸出入木材の輸送許可 (PC-IMEX)

輸送許可(PC-1)を取得し木材加工工場に輸送され、加工された木材が、工場から輸出のために輸送される場合は輸送許可 (PC-IMEX) を取得する必要がある。輸送許可 (PC-IMEX) は、加工工場内でコンテナに積載された加工木材について、森林局職員が数量と品質を検査し、その記録に基づいて森林局本部から発行される。サイナーが森林管理署長から森林局長になる等の変更はあるが、様式はほとんど PC-1 や PC-2 と同じである。輸送許可 (PC-IMEX) の内容とフォーマットを表 2.31 と図 2.22 に示す。なお、検査済みの輸出用加工木材の入ったコンテナには、合法的な手続きを踏まえたことを示すシールが貼られる。

表 2.31 輸送許可(PC-IMEX)の内容

表面 (1 ページ目)	
カンボジア王国	
州農林水産局 州森林管理局 森林管理署	
番号.....PC/IMEX	木材と非木材林産物の輸送のための許可
許可を受けるもの Mr/Ms.....	
木材及び非木材林産物.....	
数量 .....	
出発地.....森林管理出張所.....森林管理署.....州森林管理局.....	
日時.....から.....	
.....市.....郡.....州、有効期限.....	
輸送手段 : .....	ナンバープレート番号.....
リファレンス LP : .....	日付..... 発行者.....
支払受領番号 : .....	支払金額..... USD
日付.....発行者.....	プノンペン, 日付.....
	森林局長
添付ファイル	
1. Log Book A 又は木材・非木材林産物の詳細	
2. 数字と文字を使った標記	
3. 森林管理署による車両数とナンバープレートの提示	
裏面 (2 ページ目)	
木材と非木材林産物の輸送モニタリングシート	
日付: .....	
.....の輸送について確認した。	
..... (輸送量を文字で記載)	
交通手段.....ナンバープレート.....	
出発地.....森林管理出張所.....森林管理署.....州森林局	
.....地方統括局	
森林局担当官.....森林管理出張所.....森林管理署	
.....州森林局.....地方統括局	
サインと署名	

資料提供：森林局



## 2.4.3 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

### (1) 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令

#### 1) 森林法での規定

森林法 13 章「林業活動を管理する措置」では、木材の輸出について、国家が設定する年間割当量と整合性が取れること、政令で定められる仕様に従うこと、輸出入ライセンスが必要となること（72 条）と、輸出入ライセンスの発行機関と輸出時の検査手続き（73 条）が示されている。なお、72 条に示されている輸出入が許可される木材製品の仕様に関する政令について、以下 2) に詳細を示す。

#### 2) 貿易品目に関する法令

木材の輸出入については、2002 年の森林法及び 2006 年に制定された政令 131 号輸出入が許可される林産物及び副産物の仕様にて定められており、これをもとに 2007 年に政令 209 号禁止品目および規制品目リストが制定された。表 2.32 に木材の輸出入の禁止及び許可品目を整理した。

表 2.32 政令 131 号で定められている輸出入の禁止と許可品目

	禁止	許可
輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原木（樹皮の有無は関係なし）</li> <li>・未乾燥もしくは製材（粗挽き加工のもの）</li> <li>・（かんな）加工済み木材であっても、厚さもしくは幅が 25 cm を超える角材</li> <li>・ MOREAH PROEUV (Dyxsilum Lorreiri) から抽出したオイル、yellow vine, and yellow vine powder;</li> <li>・天然林からの薪炭材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工林で生産された全ての加工・未加工木材（ゴム林からの木材は管轄が異なる）</li> <li>・家具、家具の一部、棚の一部</li> <li>・木材彫刻、木材玩具、装飾木材製品、土産、木材及び NTFPs で作られた事務所用品及びその他同等品</li> <li>・寄木細工と床板材</li> <li>・組立て済みもしくは未組立ての木枠やパレットボード</li> <li>・成型及び研磨された木材、ドア及び窓枠、フィンガージョイントボード、工具ハンドル用の木材</li> <li>・ボードを接着する木材接着剤</li> <li>・パーティクルボードと合板</li> <li>・ベニヤ板</li> <li>・クロスカット材（樹皮の有無に関わらず厚さ 15 cm 以内）</li> <li>・輸出品質の S2S もしくは S4S</li> <li>・木材チップ、木材パルプ</li> <li>・マッチ、つまようじ、箸</li> <li>・鉄道枕木（高付加価値木材を除く）</li> <li>・天然乾燥もしくは人工乾燥した最大厚（幅）25 cm の角材</li> <li>・絵画・写真・ガラスフレーム、彫刻板等、その他類似品</li> <li>・伝統的なスタイルで生産された木材及び NTFPs</li> <li>・竹合板、竹製品、籐、つる、その他類似製品</li> <li>・木材樹脂、ラテックス、野生のキノコ</li> <li>・木材及び NTFPs から抽出された油</li> <li>・薬用植物、有毒植物、芳香植物、生化学等からの生産物</li> <li>・野生植物の花、葉、実</li> <li>・NTFPs からの加工物</li> <li>・加工もしくは未加工の野生生物生産物、一般的な野生生物グループの野生生物標本</li> </ul>
輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繁殖力が非常に強い植物もしくは野生動物</li> <li>・その他地域の遺伝資源に影響を与える動植物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丸太もしくは角材、製材、その他の林産物</li> <li>・加工された木材もしくは NTFPs 産品</li> </ul>

出典：政令 131 号輸出入が許可される林産物及び副産物の仕様（カンボジア政府、2006）

政令 131 号で輸出入が許可された品目について、政令 209 号は、輸出入の際に森林局長からの要請（輸送ライセンスビザ）を受けて商業省（MOC）が発行する輸出入ライセンスの付与が必要となる輸出規制品目と規定している。輸出入ライセンスの付与には、事前に事業者が輸出入割当を受ける必要があり、また、輸送には輸出入製品の輸送許可（PC-IMEX）が必要である。ただし 2011 年、政令 208 号禁止品目および規制品目リストの施行に関する政令 209 を改正する政令にて、5kg 以下の木製・竹製・籐製等の手工芸品等は輸出規制の対象外とされた。

## （2）木材・木材製品を輸入・輸出する際の証明システムの手続きと事例

木材及び木材製品を輸入・輸出する際の手続きについては、森林法によって定められている。この手続きについては、森林局の林業国際協力部が管轄しており、書類の作成等の指導や申請の受付を行っている。図 2.23 に輸出入手続きの流れを整理した。

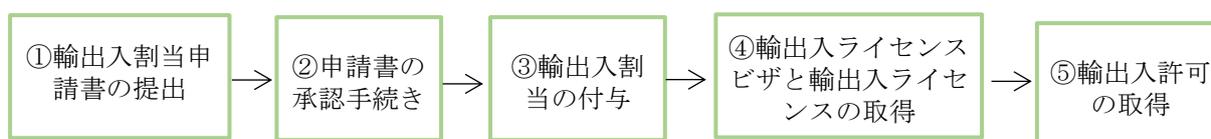


図 2.23 木材の輸出入の手続き

### 1) 輸出入割当申請書の提出

森林法 72 条では、木材の輸出は農林水産省の要請に基づいてカンボジア政府が定めた輸出年間割当に一致するものとしている。このため、木材の輸出入希望者は輸出入割当の付与を受けるために申請書（AF）を森林局に提出する。なお、申請書の提出には、表 2.33 に示す書類の添付が必要となる。また、申請書の事例とその内容を図 2.24 に示す。

表 2.33 輸出入割当申請のための必要書類

必要書類	備考
輸出割当申請	商業省の登録証明書 VAT 証明 特許書類 社内規定（プノンペン市が法的に証明する書類のコピー） 製材所もしくは木材加工工場設立許可の省令のコピー 合法的な供給源から入手した木材及び非木材林産物を証明する文書（原本/コピー）
輸入割当申請	商業省の登録証明書 VAT 証明 特許書類 社内規定（プノンペン市が法的に証明する書類のコピー） 売買契約書及び関連書類の原本

出典：森林局

**Director of the Company**

**Respect to**

**Head of the Forestry Administration**

**Subject: requesting for quota to export timber products with the volume of .....m<sup>3</sup> through the port/border checkpoint for the year of .....**

**Reference:**

- .....if any
- .....if any

**Attachment:**

- .....if any
- .....if any

As I inform in the subject, reference and attachment above, I would like to inform you that my company has signed a contract with villagers/or other companies the timber products including.....in.....province with the quantity of .....

Therefore, I would like to request for a quota to export timber products with quantity of.....m<sup>3</sup> through the border checkpoint of.....—service fees, taxes, royalties and premium will be paid as mentioned by the law.

Please, His Excellency, check and decide accordingly.

**Best regards,**

**Date:**

**Director of the Company**

当社取締役より  
敬愛なる森林局局长宛

件名： ..... 年の港湾・国境検問所を通じた .....m<sup>3</sup> の数量の木材製品の輸出枠の要請

参考文書

- .....

添付ファイル。

- .....

上記の件名、参考文献、添付ファイルでお知らせしたように、弊社が.....州の.....を含む木材製品.....m<sup>3</sup>について、村人もしくは他の企業と契約を結んだことをお知らせします。そこで、私は.....の国境検問所を通過して.....m<sup>3</sup>の数量の木材製品を輸出するための割当を申請します。手数料、税金、ロイヤリティ、保険料は法律に記載されているとおりに支払われます。

ご確認の上、決定いただけますようお願いいたします。  
よろしく申し上げます。

日時.....  
当社取締役  
.....

図 2.24 輸出入割当の申請書事例(上段)とその内容(下段)

資料提供：森林局

## 2) 申請書承認のための手続き

提出された申請書は森林局林業国際協力部にて確認され、コメントが添えられ森林局長の承認を得て、農林水産省へと送られる。農林水産省は送られてきた申請書とコメントを承認し、さらに閣僚理事会に承認要請を送る。

## 3) 輸出入割り当ての付与

輸出入割当は、閣僚理事会を経て農林水産省によって付与される。輸出入割当の有効期間は1年だが、申請者が延長理由を示した申請書を送ることによって、輸出入割当の有効期限の延長を申請できる。

## 4) 輸出入ライセンスの付与

輸出入ライセンスは、輸出入割当が付与された申請者に対し、商業省（MOC）が発行する。これは、木材の輸出入の都度、その量に応じて申請する必要がある。輸出入ライセンスの取得の際には、事前に森林局に申請し、森林局長が承認した輸出入ライセンスビザを添付する。表 2.34 に輸出入ライセンスの取得のための提出書類を示す。

表 2.34 輸出入ライセンス取得に必要な提出書類

必要書類	備考
輸出ライセンス申請	輸出ライセンスビザ 輸出割当の許可（原本） 農林水産省から商業省宛の要請書 合法的な供給源から入手した木材及び非木材林産物を証明する文書（原本/コピー） 売買契約書及び関連書類の原本
輸入ライセンス申請	輸入ライセンスビザ 輸入割当の許可（原本） 農林水産省から商業省宛の要請書 原産地証明書（原本） 船荷証券 植物検疫証明書 売買契約書及び関連書類の原本

出典：森林局

輸出入ライセンス申請の書類が受理されると、申請企業は FOB 価格の1%を手数料として支払う。手数料が支払われると、商業省から発行された輸出入ライセンスに、農林水産省と森林局のスタンプが押印されて正式な輸出入ライセンスとなる。図 2.25 に輸出ライセンスのフォーマットを、表 2.35 にその内容を示す。



អាជ្ញាប័ណ្ណនាំចេញទំនិញនាំចេញ  
 LICENCE OF EXPORTATION

CLIENT

អ្នកនាំចេញ: Exporter: អាសយដ្ឋាន: Address: ធនាគារប្រតិបត្តិ: Solicitor bank: យោង: Reference: ប្រភេទ: Purposes:		លេខបញ្ជីប្រតិបត្តិ: Registration number: ទូរស័ព្ទ: Phone: លេខនាំចេញនិងនាំចូល: Customs Code No.&Tariff: ប្រភេទរូបិយប័ណ្ណប្រើប្រាស់: Used currency:	
រក្សាទុកនិយមន័យទំនិញ Description & Specification of Goods	បរិមាណ Quantity	តម្លៃប្រតិបត្តិ Value in hard currencies	
		ឯកតា Unit	សរុប Total
តម្លៃសរុបនៃទំនិញនាំចេញ: Total amount in riels: លក្ខខណ្ឌនាំចេញ: Condition of delivery ( CIF <input type="checkbox"/> , C&F <input type="checkbox"/> , FOB <input type="checkbox"/> , Others <input type="checkbox"/> ): ប្រទេសដើម: Country of origin: លក្ខខណ្ឌទូទាត់: Term of payment: អ្នកទិញទំនិញនាំចេញ: Foreign purchaser: អាជ្ញាប័ណ្ណនេះមានសុពលភាពរយៈពេល ថ្ងៃទី:..... This licence is valid until.....		អត្រាប្តូររូបិយប័ណ្ណ: Exchange rate: ទំនិញនាំចេញទៅក្រៅ: Goods to export to: ផែនការនាំចេញ: Port of loading: ប្រភេទយានដឹកជញ្ជូន: Means of transport:	
ឈ្មោះ:..... រាជធានីភ្នំពេញ ថ្ងៃទី..... អ្នកនាំចេញ ( Exporter )	ឈ្មោះ:..... រាជធានីភ្នំពេញ ថ្ងៃទី..... ធនាគារប្រតិបត្តិ ( Solicitor Bank )	ឈ្មោះ:..... ពលករ រាជធានីភ្នំពេញ ថ្ងៃទី.....	

图 2.25 輸出ライセンスのフォーマット

資料提供：森林局

表 2.35 輸出ライセンスの内容

商業省 輸出入局		カンボジア王国	
輸出ライセンス			
			依頼
輸出者:		登録番号:	
住所:		電話番号:	
銀行:		コード番号と関税:	
参照:			
目的:			
			使用通貨
物品の詳細	数量	貨幣価値	
		単位	合計
カンボジア通貨(リアル)での総額:		為替レート:	
配送条件(CIF、C&F、FOB、その他):		輸出先:	
原産国の通貨:		積載港	
支払期間:		輸送方法	
外国人購入者:			
ライセンス有効期限:			
番号..... プノンペン, 日付:..... 輸出者:		番号..... プノンペン, 日付:..... 銀行名:	番号.....MoC プノンペン 日付:.....

資料提供：森林局

### 5) 輸出入許可証の取得

商業省より輸出入ライセンスが発行されると、企業は経済財務省の行政機関であるカンボジア税関総局（GDCE）に対し、輸出入許可証の発行を申請する。輸出入許可の有効期限は1ヶ月であるが、輸出入ライセンスの有効期限を超えない範囲で、延長は可能である。

### 6) 輸出入製品の輸送許可（PC-IMEX）

輸出入製品の輸送許可（PC-IMEX）については、2.4.3 (2)で述べたとおりである。加工木材が積載されたコンテナが輸出入港に到着すると、税関職員とカンボジア輸出入検査員、商業省下の不正取締局局員が立ち会って、コンテナに積載されている木材が、PC-IMEXに記載されている内容と齟齬がないかが確認される。

## 2.5 木材生産・流通状況

### 2.5.1 調査対象国の木材生産・流通の特徴

#### (1) 木材生産の変遷と現在の特徴

1990年代のカンボジアでは、森林コンセッション制度が導入されていた。しかし、この森林コンセッションの許可や実施管理体制が不十分であったことから、カンボジアの森林の過伐が急速に進んだ。これを受けてカンボジア政府は2001年12月に全ての天然林における森林コンセッションに対して伐採の一時停止措置（モラトリアム）を宣言し、新たな管理計画の策定・承認を受けるまで、森林コンセッションによる伐採活動を禁じた。この措置によって、2002年以降、2020年時点に至るまで、森林コンセッションによる木材生産は現在実施されていない。

2020年時点でカンボジアの木材生産を目的とした林業活動の制度は、森林コンセッション、国内の木材需要への供給を目的とした、ABCと呼ばれる年次入札クープ（年毎に森林局が区画と伐採量を定め、入札方式で伐採業者を選定する）、コミュニティフォレスト、植林木の伐採がある。しかし、森林コンセッションとABCは2020年時点で実施されておらず、コミュニティフォレスト及び植林地からの木材搬出もほとんど実績がない。このため、経済的土地コンセッション（ELC）、や水力発電開発や道路開発等の土地利用の転換に伴う森林伐採による木材がカンボジアの主要な木材供給源となっている。供給源別の木材供給量を図2.26に示す。

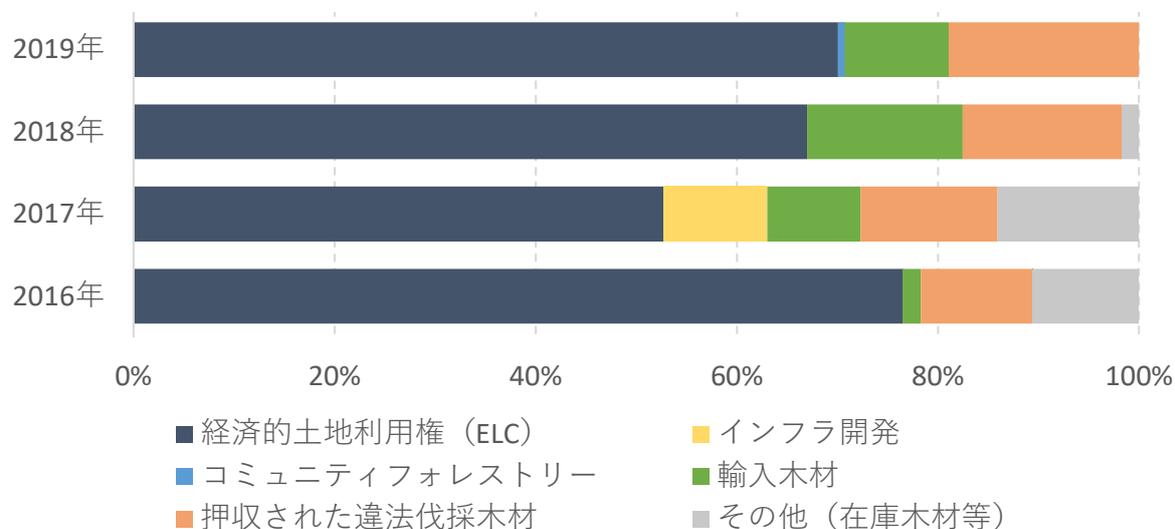
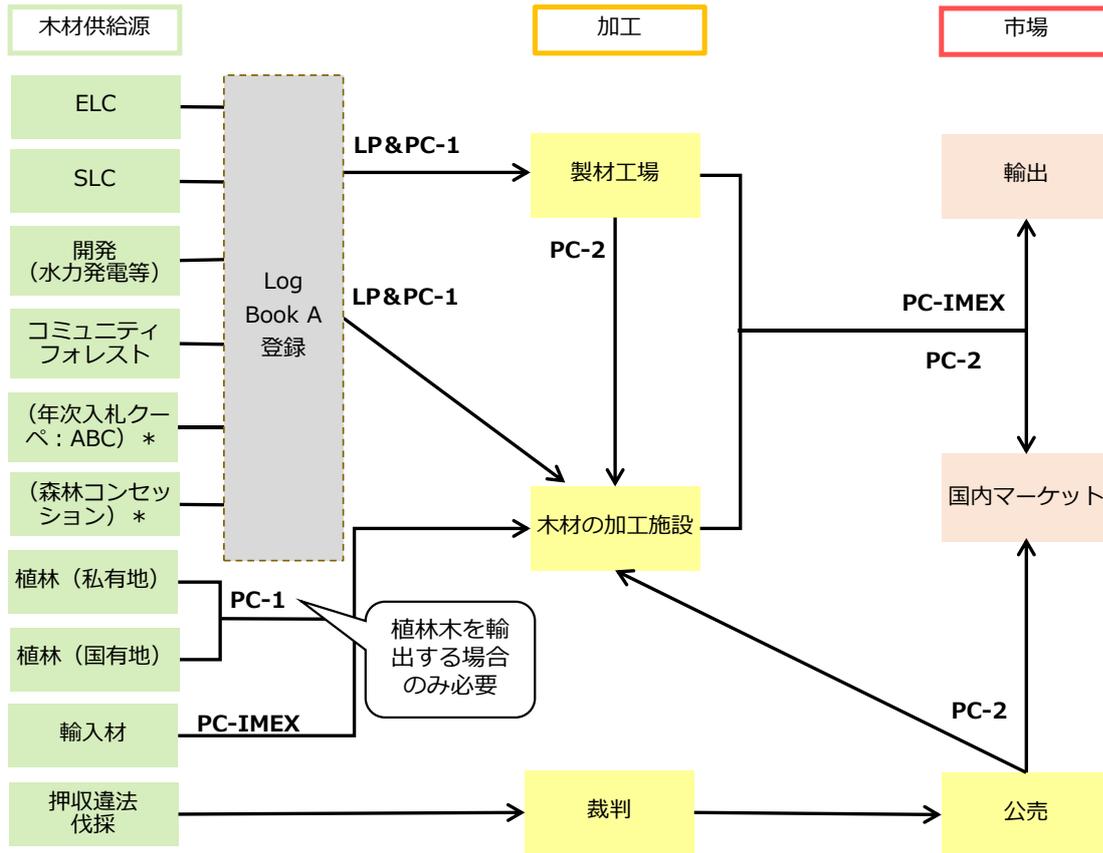


図 2.26 木材供給源割合

出典：森林局提供データを基に調査団作成

#### (2) 流通状況

カンボジアは原木の輸出を禁止している。また、森林局によると、カンボジアの国内市場で原木が行われることはない。このため、カンボジアでは、伐採後の原木は製材工場や加工工場に輸送され、製材・加工された後に、国内マーケットもしくは輸出へと出荷される。カンボジアにおける木材の供給フローをモデル化したものを図2.27に示す。



- \* : 制度は存在しているが、2020年時点で木材生産実績無し
- LP - : ライセンス許可
- PC-1 : 未加工木材の輸送許可
- PC-2 : 加工済み木材の輸送許可
- PC-IMEX : 輸出入木材の輸送許可

図 2.27 木材の供給フロー

出典：FLEGT に関連したカンボジアの木材フローと管理の理解<sup>6</sup>と森林局聞き取り結果を基に調査団作成

カンボジア国内において木材及び木材製品を輸送するためには木材の加工段階に応じた輸送許可が必要である。また各加工工場では木材の入出荷が義務付けられていることから、森林局は伐採時の Log Book A の記録や輸送許可の発行記録、各工場での入出荷記録を辿ることで、木材の追跡が可能なシステムが構築されているとしている。ただし、森林局も参加して取りまとめた「FLEGT に関連したカンボジアの木材フローと管理の理解」<sup>6</sup>のレポートでは、輸送許可（PC-1）には、木材の品質や材積が記載されるが、木材に個別の認識番号等がつけられていないため、現行のシステムでは、木材のトレーサビリティを確保することは難しいと指摘している。

## 2.5.2 森林認証システムの導入状況

現時点でカンボジア国家独自の森林認証システム等は導入されておらず、国際的な森林認証の取得もわずかである。ただし 2010 年にカンボジアの森林セクターの長期的な政策として策定された国家森林プログラム(National Forest Programme :NFP)(2010-2029)では、持続可能な森林管理の一環として森林認証の取得の促進を掲げ、具体的な達成指標として、少なくとも輸出用加工木材の 50%について森林認証を取得することを目指している。以下に国際的な森林認証である

FSC と PEFC の認証取得状況を整理する。

**(1) FSC (Forest Stewardship Council : 森林管理協議会)**

FSCによる公表データ<sup>14</sup>では、2021年1月時点で、カンボジアでは、2012年より1ヶ所(7,896ha)の森林が FSC の FM 認証を受けている。この認証林は、持続可能な林業に取り組む Grandis Timber 社が運営する ELC (2009年にカンボジア政府より付与)の森林となっている。また、CoC 認証は 23社が取得している。表 2.36 にカンボジアの FSC の CoC 認証の取得状況を示す。

表 2.36 カンボジアの FSC 認証の取得状況

認証番号	認証コード	期間	会社名
<a href="#">FSC-C011832</a>	<a href="#">SGSHK-COC-003403</a>	2018-04-11~2022-06-25	Andira Commodities Ltd
<a href="#">FSC-C012345</a>	<a href="#">BV-COC-004751</a>	2019-04-15~2024-04-14	Simon Labels (Cambodia) Branding Solution Co., Ltd.
<a href="#">FSC-C019995</a>	<a href="#">SA-COC-007718</a>	2020-05-07~2024-09-15	Gold Dragon Printing & Carton Boxes Factory Co., Limited
<a href="#">FSC-C109614</a>	<a href="#">GFA-FM/COC-002384</a>	2018-07-11~2023-07-10	Grandis Timber Limited
<a href="#">FSC-C162578</a>	<a href="#">TSUD-COC-001645</a>	2020-12-17~2025-12-16	XIN SONG BO PACKAGING (CAMBODIA) CO., LTD.
<a href="#">FSC-C163777</a>	<a href="#">CU-COC-872071</a>	2021-01-25~2026-01-24	HYUNDAI PACKAGING (CAMBODIA) II CO., LTD.
<a href="#">FSC-C163876</a>	<a href="#">DNV-COC-002161</a>	2021-02-02~2026-02-01	Avery Dennison RBIS (Cambodia) Co., Ltd
<a href="#">FSC-C164479</a>	<a href="#">CU-COC-875581</a>	2021-02-13~2026-02-12	BUN WORLD GROUP CO.,LTD
<a href="#">FSC-C137960</a>	<a href="#">SCS-COC-006115</a>	2017-10-20~2022-10-19	Cambodian Rong Gean Wood Products Co., Ltd.
<a href="#">FSC-C141442</a>	<a href="#">BV-COC-141442</a>	2018-06-25~2023-06-24	Y. L. LABELS (CAMBODIA) CO., LTD.
<a href="#">FSC-C143144</a>	<a href="#">TUVDC-COC-101012</a>	2018-10-02~2023-08-23	Quan Hong Color Printing Co., Ltd.
<a href="#">FSC-C143316</a>	<a href="#">SA-COC-006475</a>	2018-09-11~2023-09-10	KYOWASEIKAN (CAMBODIA) Co., Ltd.
<a href="#">FSC-C150212</a>	<a href="#">CU-COC-865500</a>	2019-07-04~2024-07-03	DONGGUAN CITY FINESTAR PRINTING (CAMBODIA) CO., LTD
<a href="#">FSC-C154771</a>	<a href="#">TSUD-COC-001475</a>	2020-01-20~2025-01-19	GUANGDONG KAIYA (CAMBODIA) PACKAGING TECHNOLOGY CO., LTD.
<a href="#">FSC-C154914</a>	<a href="#">SGSHK-COC-011857</a>	2020-07-04~2025-01-27	Harta Packaging Industries (Cambodia) Limited
<a href="#">FSC-C152044</a>	<a href="#">SCS-COC-006990</a>	2019-10-08~2024-10-07	Prowood (Cambodia) Flooring Co., Ltd.
<a href="#">FSC-C152501</a>	<a href="#">BV-COC-152501</a>	2019-11-08~2024-11-07	LEVEL UP LABEL (CAMBODIA) LTD.

<sup>14</sup> FSC ウェブサイト Facts & Figures(December 2019)  
<https://fsc.org/en/facts-figures>

<a href="#">FSC-C153912</a>	<a href="#">BV-COC-153912</a>	2019-12-17～2024-12-16	GUANYANG LABEL (CAMBODIA) LTD
<a href="#">FSC-C154255</a>	<a href="#">TSUD-COC-001464</a>	2020-01-02～2025-01-01	XIN YA HE PAPER PRODUCT(CAMBODIA) CO.,LTD
<a href="#">FSC-C154265</a>	<a href="#">TSUD-COC-001463</a>	2020-01-02～2025-01-01	HE YI TECHNOLOGY (CAMBODIA) PRINTING & PACKAGING CO., LTD.
<a href="#">FSC-C160285</a>	<a href="#">GFA-COC-004874</a>	2020-11-11～2025-11-10	King Lim Garment Accessories Co., Ltd.
<a href="#">FSC-C160683</a>	<a href="#">TSUD-COC-001601</a>	2020-10-09～2025-10-08	RONG XING PAPER INDUSTRIAL CO., LTD.
<a href="#">FSC-C161009</a>	<a href="#">TSUD-COC-001614</a>	2020-10-21～2025-10-20	RUIWENXIANG PACKING EQUIPMENT&MATERIALS CO.,LTD.

出典：FSC ウェブサイト<sup>15</sup>

## (2) PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes：森林認証制度承認プログラム)

2021年1月時点において、カンボジアは、PEFC メンバー国に登録されていない。PEFC による公表データ<sup>16</sup>では、2020年9月時点におけるカンボジアでの PEFC の FM 認証、CoC 認証の取得実績はない。

### 2.5.3 違法伐採の関連情報

#### (1) 樹種リスク

カンボジアは1997年7月4日に絶滅の恐れがある野生動物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約；CITES）に批准し、同年10月2日に発効した。CITES 管理局は農林水産省内に設置され、農林水産省の事務長官が議長を務め、メンバーには森林局及び漁業局が参加している。なお、カンボジアには、ワシントン条約の付属書Ⅱに掲載されている表 2.37 に示す種が分布している。これらの種は国際取引を規制しないと絶滅のおそれがあるとして、商業目的の取引はできるが、輸出国政府の管理当局が発行する輸出許可書が必要な種とされている。

表 2.37 カンボジアに分布する CITES の付属書掲載種

樹種名	学名
ツルサイカチ属（紫檀等）	<i>Dalbergia</i> spp.
ジンコウ属（シャムジンコウ等）	<i>Aquilaria</i> spp.
黒檀（ハマコクタン）	<i>Diospyros ferrea</i>

出典：Check list of CITES Species<sup>17</sup>

<sup>15</sup> FSC ウェブサイト <https://info.fsc.org/certificate.php>

<sup>16</sup> PEFC ウェブサイト Global Statistics Data(June 2020)  
<https://cdn.pefc.org/pefc.org/media/2020-08/d48bcf2b-562f-4feb-bde6-e5a6316ec7c1/5948cc30-e0ea-59bd-b3bc-6dabbb108685.pdf>

<sup>17</sup> Check list of CITES Species  
<https://checklist.cites.org/#/en>

## (2) 伐採国・地域リスク

### 1) 違法伐採推定割合

カンボジア森林局によれば、違法伐採木材の量は年毎に変動はあるものの、カンボジア国内で生産される合法木材生産量をはるかに下回っているとしている。森林局の提供データでは、押収された違法伐採木材がカンボジアの木材供給量全体に占める割合は10～20%程度であった。ただし、違法伐採の全体量に対して、どの程度の割合が押収されているかは不明である。

### 2) ガバナンス

国家のガバナンス状況は、違法伐採リスクを評価する上での1つの指標となる。違法伐採が横行している国や地域は、行政統治レベルが低く、汚職腐敗が多くなる傾向がある。また、武力紛争等も、違法伐採が横行する要因となる。国際機関が実施しているカンボジアのガバナンス評価を下記の表 2.38 に整理した。

表 2.38 カンボジアのガバナンス評価状況

指標	スコア	順位	データ年	備考
腐敗認識指数 <sup>18</sup> (Corruption Perceptions Index : CPI)	20pts	162 位 /198 カ国	2019	政府・政治家・公務員などの公的分野の腐敗度を10～11機関が調査した12～13種類の調査報告に基づき、0pts～100ptsにスコア化して評価。スコアが低いほど、政策や法制度の実効性が低い。
世界ガバナンス指標(WGI) <sup>19</sup> 政治腐敗抑制度	-1.33pts	191 位 /209 カ国	2018	小～大規模の汚職、高級官僚による国家利権の収奪等、公権力がどの程度私腹を肥やすのに使われているか、-2.5pts～+2.5ptsで評価、点数が高い方が汚職が少ない
世界ガバナンス指標(WGI) <sup>19</sup> 政府機能有効性	-0.57pts	142 位 /209 カ国	2018	公共サービス・公務員の質、政策策定・実行の質等より、-2.5ptsから+2.5ptsで政府機能の有効性を評価
世界ガバナンス指標(WGI) <sup>19</sup> 法治度	-1.11pts	186 位 /209 カ国	2018	当局者の信頼度、社会のルールの実況を、特に契約履行、財産権、司法等の質及び暴力・犯罪の観点から-2.5ptsから+2.5ptsで評価

出典：Transparency International ウェブサイト<sup>18</sup>、World Government Indicators ウェブサイト<sup>19</sup>

### 3) 違法伐採に関する報告

違法伐採に関する報告は、保護区以外での違法伐採については森林局が、保護区内での違法伐採は環境省が、それぞれのウェブサイトで、摘発情報を報告している。

<sup>18</sup> Transparency International ウェブサイト  
<https://www.transparency.org/en/cpi/2019/results>

<sup>19</sup> World Governance Indicators  
<http://info.worldbank.org/governance/wgi/#home>



写真 2.2 森林局のウェブサイト<sup>20</sup>で報告された違法伐採の摘発の事例



写真 2.3 環境省のウェブサイト<sup>9</sup>で報告された違法伐採の摘発の事例

森林局によれば、違法伐採はカンボジアの森林管理下をすり抜けて実施されているもので、供給元は不明なものが多いとしている。事例としては貧困住民が、現金収入を得るために実施する違法伐採や、組織的な規模の大きい違法伐採、国境を越えて侵入してくる外国人による違法伐採等、様々なパターンがある。

なお、カンボジアにおける違法伐採に関連する調査や報告は、国際 NGO や学術機関等からも報告されている。環境調査エージェンシーは、2018 年の報告書で<sup>21</sup>、カンボジアの保護区等で違法に伐採された木材が、ベトナムへと原木のまま輸出されていること指摘している。また Forest Trend による報告では、カンボジアの最も大きな木材供給源である ELC 等の土地利用の転換に伴う森林伐採の不透明性等が指摘されている<sup>22</sup>。

<sup>20</sup> 森林局ウェブサイト <https://web.maff.gov.kh/department/daa?lang=kh>

<sup>21</sup> Forests Serial Offender Vietnam's continued imports of illegal Cambodian timber (Environmental Investigation Agency (EIA), 2018)

<https://eia-international.org/wp-content/uploads/eia-serial-offender-web.pdf>

<sup>22</sup> Conversion Timber, Forest Monitoring, and Land-Us Govrnance in Cambodia (FOREST TRENDS,2015)

<https://www.forest-trends.org/wp-content/uploads/2015/07/Cambodia20Concessions20Report20small20size.pdf>